

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	111 件
国民年金関係	50 件
厚生年金関係	61 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	117 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	82 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年12月、9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から8年10月まで
② 平成8年12月
③ 平成9年4月及び同年5月

私は、平成10年11月に住民登録の手続をした際、市役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由。

- 1 申立期間②及び③については、1か月及び2か月と、いずれも短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は、いずれも過年度納付により納付済みであるとともに、直前の保険料を納付した時点で、過年度納付が可能な期間である。また、申立人は、国民年金に加入した経緯等の加入状況について具体的に記憶しているとともに、都内に転居して以降は、納付書に記載された納付期限内に郵便局で納付していたと具体的に説明している上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されており、保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できる。さらに、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続をした市に居住していたときに保険料を納付していた記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成10年11月ごろに払い出さ

れており、その時点で、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年12月、9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料については、昭和56年度の保険料の申請免除手続をする前に、妻が、妻の父親からお金を借りて、まとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申請免除した一部の期間について追納している。

また、申立人の妻の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年度の保険料の申請免除手続を、昭和56年7月31日に行っていることが確認でき、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、保険料を納付していたとする妻は、さかのぼって保険料をまとめて納付するに至った経緯及び納付原資等の納付状況等について具体的かつ鮮明に記憶している上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料については、昭和56年度の保険料の申請免除手続をする前に、父からお金を借りて、まとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申請免除した一部の期間について追納している。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年度の保険料の申請免除手続を、56年7月31日に行っていることが確認でき、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付するに至った経緯及び納付原資等の納付状況等について具体的かつ鮮明に記憶している上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から45年4月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年3月まで

私は、父から「国民年金の加入手続は遅れたが、20歳からの国民年金保険料をすべて納付している。」と聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険加入期間中で、第1回特例納付実施期間中である昭和46年11月ごろに払い出されているとともに、申立人が所持する厚生年金保険加入期間中である46年4月から47年12月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収証書によると、46年4月から47年9月までの保険料を、第1回特例納付実施期間中の47年1月及び同年4月に納付していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の年度別納付状況リストによると、申立人は申立期間を含み20歳である43年*月から強制加入と記録されていることが確認できる。

また、申立人の長兄は、家族の国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて父親が行っており、申立人の保険料の納付等については、父から、加入手続は遅れたが、申立人が20歳からの保険料を納付したと聞いていると証言している。

さらに、保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度発足の36年4月から60歳に至るまでの保険料をすべて納付しているとともに、母親、長兄及び次兄は、申立期間を含めて保険料をすべて納付している上、次兄は、手帳記号番号が払い出された後に過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、申立人の父親は、申立期間の保険料を第1回特例納付及び過年

度納付により納付したものと推認できる。

加えて、申立人は上記の領収証書を所持しているところ、年度別納付状況リストによると、そのうちの一部の昭和46年度の保険料のみが納付済みと記録されているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年5月から同年9月までは、申立人は厚生年金保険の被保険者であるため、当該期間については、国民年金保険の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から45年4月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年3月まで

私は、62歳になる直前に付加保険料を含めて国民年金に任意加入した。付加保険料を含む1年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、平成15年分の確定申告書の社会保険料控除欄にも付加保険料を含めた1年間分の保険料額が記入されている。申立期間の保険料が付加保険料も含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年4月から16年3月までの期間については、申立人は、オンライン記録により、14年4月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人は1年分の付加保険料を含む国民年金保険料を一括納付したと説明しており、申立人の15年分の確定申告書の社会保険料控除欄には、付加保険料を含む15年度分の現年度保険料に相当する支払額が記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成14年4月から15年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、14年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料支払額は8年度分の追納保険料及び12年4月分の過年度保険料の合計額に一致することから、14年度分の保険料は支払われていなかったと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から40年3月まで

私は、家族と一緒に国民年金の加入手続をし、その後は母の国民年金保険料と一緒に区役所窓口で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年4月に払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立人は、母親に国民年金への任意加入を勧め、その加入手続を行うとともに、母親の国民年金手帳を預かり、自身の保険料と一緒に母親の保険料を区役所で納付していたことを具体的に説明している。また、申立人の母親は、申立人と同時期の36年4月に手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、36年4月から46年3月までの10年年金の保険料がすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月
② 昭和41年11月
③ 昭和42年6月
④ 昭和45年10月
⑤ 昭和46年1月
⑥ 昭和47年2月から61年6月まで
⑦ 平成11年2月及び同年3月

私は、昭和47年2月の会社退職後、区役所から連絡が来たことをきっかけに国民年金の加入手続をし、その後は漏れなく国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、申立人は、平成10年5月以降国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間は2か月と短期間である上、前後の期間は現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間①、②及び③については、昭和41年5月から同年10月までの期間及び41年11月から42年5月までの期間の厚生年金保険加入期間の記録が平成16年5月に追加されたことにより生じた未納期間であるため、当該記録追加時点までは申立期間①の始期から申立期間③の終期までは引き続いた未納期間であり、申立人が当時保険料

を納付していたとすれば、当該厚生年金保険加入期間も含めて保険料を納付していたことになるが申立人にその記憶はないこと、申立期間④、⑤及び⑥については、未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年11月から4年2月までの期間及び7年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から57年3月まで
② 平成3年11月から4年2月まで
③ 平成7年4月から同年10月まで

私が20歳になった時、母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和56年に転居した後の保険料は自分で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間は4か月及び7か月と短期間であり、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿、申立人が母親と同居していた町が保管する被保険者名簿及び所轄社会保険事務所が保管する被保険者台帳の記載から、昭和47年に転居した際に住所変更手続が行われなかったため不在扱いとなっていたことが確認でき、申立人自身も当該転居後の2市及び1区に居住していた期間については納付書が届いていなかったと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年11月から4年2月までの期間及び7年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年6月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、申立期間①について、昭和41年9月に大学を中退した直後、父の経営する会社に勤務することになったが、その時、両親から国民年金保険料を納付してくれると聞いたことを記憶している。また、申立期間②及び③については、自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和49年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は6か月及び3か月とそれぞれ短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、昭和41年9月ごろに母親から、国民年金に加入し保険料を納付していると聞いたとしているが、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は45年2月に払い出されている上、母親は44年度の6か月分及び45年度分の保険料は未納であるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年6月までの定額保険料と60年7月から61年6月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年6月まで(定額保険料分)
② 昭和60年7月から61年6月まで(付加保険料分)

私は、会社を退職後しばらくは国民年金に加入していなかったが、昭和60年4月分以降は妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずであるのに妻の分のみが納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和61年7月から平成9年5月までの期間は3年3月分を除きすべて付加保険料を含め納付している。

また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、申立人及びその妻のオンライン記録により、申立期間直後の昭和61年7月から妻が厚生年金保険に加入する平成13年6月までの保険料は、平成4年3月分を除き、すべて夫婦同一月に納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその妻のオンライン記録から、付加保険料納付の申出年月日は夫婦ともに昭和60年7月27日となっていることが確認でき、妻は申出月分から付加保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

私が理容店で住み込みで働いていた間、私の雇用主は、私の国民年金の加入手続を行い、市の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の雇用主が保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している。また、理容店を退職した昭和41年3月に申立人の雇用主から受け取ったとする国民年金手帳の色等を具体的に記憶しているとともに、雇用主に保険料を納付してもらっていたとする申立期間当時の同僚は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年11月まで

私は、大学卒業後の昭和47年4月に市役所で国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、49年11月に婚姻するまで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し、申立人の夫が厚生年金保険の資格を喪失した平成16年9月には、国外に在住しながら、国民年金に任意加入し、17年6月に再度第3号被保険者になるまで付加保険料を含めて保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。また、申立人は、大学卒業後就職等の予定がないため、国民年金に加入し、婚姻するまで保険料を納付し、その後の昭和51年11月に再度国民年金に任意加入したときには、婚姻前と同様に付加保険料の納付を申し出たとする説明は具体的である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする市役所は、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年6月まで

私は、私の夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年1月から同年6月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された48年4月時点では、当該期間の保険料を納付することが可能である上、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年2月から46年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された48年4月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から同年12月までの期間及び52年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から同年12月まで
② 昭和52年4月から同年7月まで

私は、申立期間①については、就職後、家に来た集金人に国民年金保険料について充当の期間が発生したので、区役所で確認してくださいと言われ、母に頼んで、区の出張所で確認をしてもらった際、申立期間についても保険料を納付できると説明され、納付書を作成してもらい銀行で納付した。

申立期間②については、昭和52年4月から勤務した事業所で、7月までは研修期間で厚生年金保険に加入できないと説明され、正規の社員となった8月に国民年金の資格喪失手続に区の出張所に行った際、申立期間の保険料の納付書を作成してもらい、銀行で納付した。

申立期間①の保険料が未納とされ、また、申立期間②が納付済みではなく免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①については、申立期間は8か月と短期間で、国民年金の喪失手続及び納付を行ったとする昭和39年2月時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立期間の直後の期間は保険料が充当された期間を含めて保険料を納付済みである。また、さかのぼって保険料を納付したこと、納付の契機、納付の時期、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致する。さらに、申立人の申立期間の納付書を作成してもらったとする母親及び同居の父親は、申立期間の保険料が納付

済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立期間は4か月と短期間で、国民年金の喪失手続及び納付を行ったとする昭和52年8月時点では、申立期間は現年度納付することが可能な期間であり、申立期間の直前の期間は保険料を納付済みである。また、さかのぼって保険料を納付したこと、納付の契機、納付の時期、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月、同年4月から44年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月
② 昭和43年4月から45年3月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を印紙で納付しており、国民年金手帳にも検認印が押されている。当該期間の保険料を還付された記憶もなく、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間③の保険料は、納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち昭和43年4月から44年9月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳、社会保険庁の特殊台帳及び申立人が当時居住していた市が保有している被保険者名簿により、国民年金の保険料を納付済みであったことが確認できる上、還付整理簿には当該期間は申立人が厚生年金保険加入のため還付とされているが、当該期間においては申立人に厚生年金保険の加入記録は無く、申立人が当該期間において国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらないなど、当該期間が未加入期間とされていることは不自然である。

また、申立期間③については、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の保険料の納付方法、納付場所等の記憶が具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和44年10月から45年3月までの期間は、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間では

ないことは明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月、同年4月から44年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月及び同年11月、58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月及び同年11月
② 昭和58年7月から同年9月まで

私は、会社を退職したため、昭和57年8月に市役所で国民年金の加入手続をして、金融機関で国民年金保険料を納付した。また、57年11月に結婚した後は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を免除期間を除いてすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①については、2か月と短期間で、前後の期間は納付済みであり、住所変更の手続を行い納付書を作成してもらった時期、納付した期間、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、3か月と短期間で、前後の期間は納付済みであり、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年5月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで
③ 昭和47年12月から54年9月まで

私は、昭和54年ごろ、区役所に過去の国民年金未納分の保険料について相談に訪れた際、その未納分の保険料についての納付書を作成してもらい、約8万円の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和52年4月から54年9月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したとする54年に過年度納付及び現年度納付が可能な期間であり、納付の契機、納付手続の時期、手続の場所、納付場所の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち、昭和47年12月から52年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したと主張する金額は、当該期間の保険料を特例納付した場合の金額とは大きく異なっている上、申立人の特例納付した期間の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から43年3月までの期間及び44年4月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から45年9月まで

私の母は、私が20歳の時、私の国民年金の加入手続をし、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、母から保険料の免除を申請したと聞いたこともない。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年3月から43年3月までの期間及び44年4月から45年9月までの期間については、当該期間の当初の42年3月に、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されている上、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年6月から42年2月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、36年6月から39年12月までの保険料は時効により納付できない上、申立人は、当時、国民年金手帳を母親から受け取ったことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和48年度から49年度にかけて作成された特殊台帳においても、

申立人は、43年度の保険料を免除されていたことが確認できるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から43年3月までの期間及び44年4月から45年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5968 (事案 3260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から平成 2 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から平成 3 年 9 月まで

私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を、自身の保険料とともに納付した。確定申告事務を委託していた税理士も私の保険料支払額を確定申告書に記載したと説明している。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が不明確であり、申立人から提出された昭和55年から57年、62年、63年及び平成元年から2年の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の額は、当該年の一人分の保険料とほぼ同額で、これは当該年に納付されている妻の保険料に合致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年1月から同年12月までの期間及び62年1月から平成2年12月までの期間については、当初の決定後に、申立人が確定申告事務を委託していた税理士は、当該期間に対応する確定申告書に、当該期間の申立人の妻の保険料支払額ではなく、申立人の保険料支払額を記載したと証言している上、当該申告書は、作成税理士氏名欄の記載から当該税理士が作成したことを確認できることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年12月から56年12月までの期間、58年1月から61年12月までの期間及び平成3年1月から同年9月までの期間については、当該税理士が作成したと認められる申立人の確定申告書が無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年12月までの期間及び62年1月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間、53年4月から同年6月までの期間及び59年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年9月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで
③ 昭和54年1月から55年3月まで
④ 昭和57年4月から61年3月まで
⑤ 昭和62年4月から63年3月まで
⑥ 平成7年4月から17年3月まで

私たち夫婦は、昭和50年12月から61年3月まで夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、61年4月から平成17年3月まで夫婦二人の保険料を免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金保険料を納付していたとする申立期間①、②、及び④のうち昭和59年1月から同年12月までの期間については、申立人は、申立期間①及び②の前後の保険料を納付しており、申立期間①及び②は6か月、3か月とそれぞれ短期間である。また、申立人が所持する59年の確定申告書に記載されている保険料支払額は同年の一人分の保険料額と一致しており、申立人及び申立人の妻は申立人の保険料を記載したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③、④のうち昭和57年4月から58年12月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人が所持する54年から58年までの確定申告書には、毎年保険料額が改定されているにもかかわらず、同じ保険料支払額が記載されている上、記載された額は当該期間の保険料額と相違するなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 国民年金保険料を免除されていたとする申立期間⑤については、申立人は当該期間の前後の年度の保険料が免除されており、当該期間は12か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は毎年保険料の免除を申請したと説明しているものの、具体的な時期の記憶に曖昧な点がある上、社会保険庁の記録では、当該期間中の平成16年8月30日に納付を督促するために戸別訪問したことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間、53年4月から同年6月までの期間及び59年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年9月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで
③ 昭和54年1月から55年3月まで
④ 昭和57年4月から61年3月まで
⑤ 昭和61年4月から62年3月まで
⑥ 平成7年4月から17年3月まで

私たち夫婦は、昭和50年12月から61年3月まで夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間⑤及び⑥は夫婦二人分の保険料を免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金保険料を納付していたとする申立期間①及び②については、申立人は、当該期間の前後の保険料を納付しており、当該期間は6か月、3か月とそれぞれ短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人の夫が所持する昭和54年から58年までの確定申告書には、毎年保険料額が改定されているにもかかわらず、同じ保険料支払額が記載されている上、記載された額は当該期間の保険料額と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 国民年金保険料を免除されていたとする申立期間⑤については、当該期間は12か月と短期間である上、申立人の夫は、当該期間の保険料を免除されており、申立人夫婦は、当該期間に近接する昭和63年度及び平成2年度から6年度までの保険料を同じ日に免除申請していることから、基本的に夫婦一緒に保険料の免除を申請していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、毎年保険料の免除を申請したと説明しているものの、具体的な時期の記憶に曖昧な点がある上、社会保険庁のオンライン記録では、当該期間中の平成16年8月30日に納付を督促するために戸別訪問したことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで
② 昭和56年7月から57年9月まで
③ 昭和58年4月から59年3月まで
④ 昭和60年1月から同年3月まで

私の母は、私が20歳の時、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してきた。婚姻後2年経った昭和45年1月からは私の妻が私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和42年4月から同年6月までの期間については、申立人は、当該期間より前の42年1月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立人が所属する団体の保険料調定整理票に、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したとする記録があるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和36年4月から42年3月までの期間、42年7月から46年3月までの期間、申立期間②、③及び④については、申立人の母親及び申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたとする申立期間①のうち36年4月から42年3月までの期間及び42年7月から44年12月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたとする申立期間①のうち

45年1月から46年3月までの期間、申立期間②、③及び④については、申立人の妻は保険料の納付額の記憶が曖昧であり、自身の保険料が未納となっているなど、申立人の母親及び申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5972

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年9月まで
私たち夫婦は、昭和50年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和50年8月に払い出されており、申立期間のうち、50年4月から51年9月までの保険料の納付書が発行されていたと考えられるとともに、50年3月の保険料を過年度納付することも可能である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5973

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年9月まで
私たち夫婦は、昭和50年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和50年8月に払い出されており、申立期間のうち、50年4月から51年9月までの保険料の納付書が発行されていたと考えられるとともに、50年3月の保険料を過年度納付することも可能である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5974

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで
私は、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である。また、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年10月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付書で納付したとする方法は当時の過年度納付の方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初に加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。保険料を納付していない時期があったが、新聞等で保険料の未納分を一括して納付できることを知り、急いで未納分の保険料全額を一括納付した。その後は妻が夫婦二人分の保険料を定期的に納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は12か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直前の昭和38年4月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付で納付していることが確認できるが、第2回特例納付の納付可能期間は36年4月から48年3月までとされており、当該期間の保険料を特例納付することはできなかった。また、妻は、過去の未納分の保険料を一括納付できる期間が過ぎると保険料の納付を受け付けてくれないと聞き、急いで納付に行ったと説明していることから、納付時期は特例納付実施期間終了時期に近かったことが推認されるが当該納付時点では、当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初に加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。保険料を納付していない時期があったが、新聞等で保険料の未納分を一括して納付できることを知り、急いで未納分の保険料全額を一括納付した。その後は私が夫婦二人分の保険料を定期的に納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は12か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。また、申立期間③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、3か月と短期間である上、一緒に保険料を納めていたとする申立人の夫は自身の保険料が納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直前の昭和38年4月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付で納付していることが確認できるが、第2回特例納付の納付可能期間は36年4月から48年3月までとされており、当該期間の保険料を特例納付することはできなかつた。また、申立人は、過去の未納分の保険料を一括納付できる期間が過ぎると保険料の納付を受け付けてくれないと聞き、急いで納付に行つたと説

明していることから、納付時期は特例納付実施期間終了時期に近かったことが推認されるが、当該納付時点では、当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

私は、特例納付が行われていることを知ったので、厚生年金適用事業所を辞めてから国民年金に加入するまでの未納期間の国民年金保険料を納める良い機会だと思い、商店街の一面にある区役所出張所に相談に行った。出張所職員が計算してくれた保険料額は十分払える額だったので、その後に未納期間の保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和45年は、第1回特例納付の実施期間である上、申立人が納付したと記憶している金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、子供が病気療養中の昭和45年に、商店街の一面の区役所出張所でさかのぼって納めることができる保険料額を計算してもらったと具体的に説明しており、当該出張所は45年11月30日まで開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの期間及び38年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで

私は、区役所の出張所で毎月国民年金保険料を納付していた。双子の大きなおなかを抱えて坂道を上り、出張所へ行っていたことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が説明する当時の国民年金保険料額及び印紙検認による納付方法は、申立期間当時の保険料額及び申立人が居住していた区における保険料納付方法と一致しており、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする区の出張所は、当該区への照会結果から、当時これらの事務の取扱いを行っていたことが確認できる。また、申立人は、国民年金加入の契機、当時所持していた自身の国民年金手帳の態様、保険料の納付を継続した期間、納付をやめた時期等の状況を具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年1月から55年3月まで

私は、結婚後2、3年してから国民年金の加入手続を行い、それ以降、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。加入手続をする前の未納分の保険料は、社会保険事務所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和54年1月から55年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が56年4月に払い出されており、当該期間は過年度納付が可能である。また、申立人が市役所で加入手続を行った際、市職員に所轄社会保険事務所に行くように言われ、当該社会保険事務所で過去の保険料を納付したと具体的に説明しており、当該社会保険事務所は当時は23区及び島しょ部以外の市町村を管轄し、過年度保険料の収納事務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和45年1月から53年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時に加入手続をした時期、場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から49年3月まで
② 昭和55年12月

私は、昭和50年6月に国民年金の加入手続を行い、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付した。その後もきちんと保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人は、国民年金手帳の記号番号が50年6月に払い出されており、当該期間は過年度納付が可能である上、当該期間直後の49年4月以降の保険料を過年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和46年9月から48年3月までの期間及び申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①のうち46年9月から48年3月までの期間については、当該期間に加入手続をした時期に関する記憶が、また、申立期間②については、厚生年金保険から国民年金への切替^{あいまい}手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

私は、結婚後、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していた。夫は保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも3か月と短期間である上、申立期間それぞれの前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人が国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする区役所出張所では、当時、国民年金の加入受付及び保険料収納事務を所掌していたことが確認できること、申立人が保険料を一緒に区役所出張所で納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年1月まで
私の国民年金は、妻が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする妻は、加入手続の状況を具体的に記憶しており、納付方法は申立人及びその妻が居住していた区の納付方法と一致する上、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致する。また、妻は、申立人の加入手続を行った時に、自身の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きを行い、夫婦二人分の保険料を納付したと説明しているところ、その妻は、被保険者資格の切替を適切に行っていることが確認できる上、申立期間の保険料を現年度で納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで

私の夫は、昭和55年5月ごろ、夫と同じくらいの金額の私の国民年金保険料を夫の分と一緒に特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から50年5月までの期間については、当該期間の国民年金保険料を申立人が納付したと主張する55年5月ごろは、第3回特例納付が実施されている時期であり、申立人は、53年4月から60歳になるまでの保険料をすべて納付している。また、特例納付の説明会で特例納付の手続きを行い、後日送付された納付書により保険料を納付したとする説明は、当時の特例納付の実施状況と合致している上、夫婦それぞれ同じ金額を納付したとする夫婦二人分の保険料の金額は、第3回特例納付により納付済みとされている44年4月から45年3月までの申立人の保険料及び44年4月から50年5月までの夫の保険料、並びに53年4月から55年3月までの夫婦二人分の保険料を第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の合計保険料額に、申立人の当該期間の納付に必要となる保険料額を加えた額とおおむね一致することとなるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和50年6月から53年3月までの期間については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、上述の第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の合計保険料額に申立人の当該期間の特例納付保険料額を加えると、申立人の保険料の納付額と夫の保険料の納付額は

大きく相違することとなり、申立人と申立人の夫の保険料の納付額は同じくらいであったとする説明と合致しなくなるなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年2月まで
② 平成12年5月から同年8月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の直前の国民年金保険料を納付しており、当該期間は11か月と短期間である上、当該期間中の平成8年10月に国民年金手帳の記号番号が払い出されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する平成12年、13年及び14年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、当該源泉徴収票に記載された所得額等から推計した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を合計した額とおおむね一致するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6000

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

私は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持している。申立期間は厚生年金保険に加入しているため、国民年金保険料は還付されていると社会保険事務所で言われたが還付金は受け取っていない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人は平成元年5月に厚生年金保険加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

しかし、社会保険庁が記録している、還付金の振込先の金融機関名及び口座番号について、当該金融機関に照会した結果、申立人と氏名、生年月日、住所が一致する口座が存在するが、当該口座の番号は社会保険庁が記録している振込先の口座番号とは異なるなど、還付に係る事務処理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

東京国民年金 事案 6001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から52年6月まで
② 昭和61年10月

私又は母が、私の国民年金の加入手続を行い、母が私から渡された国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後の申立期間②については、夫が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、昭和53年4月から当該期間直前までの期間の保険料は付加保険料を含めて納付済みである上、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、47年10月に帰化していることが改製原戸籍から確認でき、同年9月以前は国民年金の適用除外であったなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6002

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年3月まで
私が20歳になったとき、同居していた叔父が私の国民年金の加入手続きをしてくれて、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年12月に払い出されていることから申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする叔父、申立期間当時申立人と同居していた叔母及び申立人の姉も36年4月から60歳に到達するまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から46年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで
③ 昭和51年6月から57年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間②は、自分が厚生年金保険に加入していることを知らず、2年分の保険料を納めていたが、還付金を受領した記憶は無い。また、申立期間③は、夫の分と二人分の保険料を納めてきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされ、さらに、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳は45年10月30日に発行されていることから、発行時点で当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の父親が、市支所で納付書の綴りにより保険料を納付していたとする説明は、当該期間当時に居住していた市において、保険料を現年度納付した場合の納付方法に一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年8月から45年3月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は、市支所以外で保険料を納めた記憶は無いと説明しており、当該期間の保険料は国民年金手帳の発行日からみて過年度納付する必要があるが、過年度保険料は、市支所で納付する

ことはできなかったことが確認できるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録及び当該期間当時に居住していた市に保管されている国民年金被保険者名簿により、厚生年金保険加入期間と重複して、国民年金保険料が納付されたことが確認できるが、当該保険料の還付の処理は、当該国民年金被保険者名簿及び所轄の社会保険事務所に保管されている国民年金被保険者台帳にも還付の記載が確認できる上、当該国民年金被保険者台帳には、還付対象期間、還付金額、還付決定日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、当該期間は、社会保険庁のオンライン記録及び当時居住していた市に保管されている国民年金被保険者名簿では未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間である上、申立人の所持する国民年金手帳には、当該期間の国民年金の被保険者資格取得に係る記載が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和47年1月及び同年2月
③ 昭和48年2月から同年8月まで
④ 昭和48年11月から50年9月まで
⑤ 昭和51年1月及び同年2月
⑥ 昭和51年10月から52年3月まで
⑦ 昭和59年1月から同年3月まで

私は、申立期間①から⑥までの期間については、結婚後に区役所で特例納付の説明を受け、社会保険事務所で手続をし、郵便局か金融機関で国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間⑦については、当時、一緒に住んでいた元内縁の夫と一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の元内縁の夫は、自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①から⑥までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料をまとめて納付した時期等に関する記憶が曖昧である。また、申立期間③のうち昭和48年2月及び同年3月については、平成3年10月に資格記録が訂正されるまで未加入期間となっており、制度上、保険

料を納付することができない期間であった。さらに、申立期間⑥については、還付・充当・死亡一時金等リストにより、当該期間の保険料が時効期間経過後に納付されたため、昭和55年10月に還付決議されたことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6005

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、20歳から今まで国民年金保険料を納付してくれている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、1か月と短期間で申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年4月時点で保険料を現年度納付することが可能な期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初から保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から43年3月まで
② 昭和43年4月から48年2月まで
③ 昭和59年4月から同年6月まで

私の養父は、私が大学在学時に、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和48年3月に結婚して以降は任意加入していなかったが、54年11月から任意加入をし、その後はすべて保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、昭和54年11月以降、当該期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みであることなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる養父から当時の状況を聴取できないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間①は、未加入期間であったことから制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間②は、平成元年10月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、当該整備時点では時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の養父がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 11 月に任意加入をしたときに払い出された国民年金手帳の記号番号が記載されている年金手帳を所持しているが、これまでに別の年金手帳を見たことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの期間、43年1月から同年3月までの期間及び46年12月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和46年12月から47年2月まで

私は、婚姻前に同居していた義兄及び姉が国民年金保険料を納付していることを知ったことがきっかけで国民年金に加入し、義兄及び姉と一緒に区の徴収員を通じて保険料を納付していた。婚姻後は、転居先の市の徴収員及び金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年10月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年11月ごろに払い出されており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、当該期間直後の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については当該期間前後の期間の保険料を、申立期間③については当該期間直前の期間の保険料をそれぞれ納付済みである上、これらの期間はいずれも3か月と短期間であるなど、これらの期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和36年4月から40年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された40年11月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができ

ない期間である上、申立人は、国民年金加入時に保険料をさかのぼって納付した記憶はなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの期間、43年1月から同年3月までの期間及び46年12月から47年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、国民年金保険料を納めるのが経済的に苦しいときには免除申請を行ってきた。その後、保険料を納める余裕ができたときからは保険料を必ず納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年6月以降、申立期間及びその直前の申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直前の3年6か月の期間は継続して免除申請を行っている。また、申立人は、申請免除期間から申立期間にかけては、収入が少なく非課税世帯であり、住所変更もなく生活状況に大きな変化は無かったと説明している上、免除申請が認められないという通知を受けたことはないと説明しており、申立人が当時居住していた市では、前年度が申請免除期間であって、当年度の6月までに現年度の保険料の納付が確認できない被保険者に対して免除申請書を送付していたなど、申立期間も継続して免除申請していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から45年8月まで

私は、父親と義父の二人から将来のために国民年金に加入するように強く勧められて、国民年金制度発足時に加入手続を行い、市役所出張所に国民年金手帳を持参し国民年金保険料を納付していた。また、転居後も継続して保険料を納付しており、納付書が送付されてきて郵便局で納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のうち、昭和36年5月から39年5月までの期間については、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は35年10月ごろに払い出されており、当該期間直前の36年4月の保険料は納付済みとなっていること、また、申立人は、保険料の納付方法について、印紙検認方式による保険料納付状況を具体的に説明している上、申立人が居住していた市では、当時市役所出張所において印紙検認により保険料を収納していたことが確認できること、申立人の夫は、当該期間のうち、自身の二つ目の手帳記号番号が払い出された37年2月から厚生年金保険加入前の38年3月までの国民年金加入期間について保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、申立人が転居した後の昭和39年6月から45年8月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、転居前の市で払い出された上記手帳記号番号の払出簿では転出記録は確認できず、転居前の社会保険事務所で引き続き国民年金被保険者台帳が管理されていたことが確認できること

から、この手帳記号番号では転居後の市及び区で保険料を納付することはできなかったと考えられる。また、転居後の区で上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が45年10月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日欄に「45年9月29日任意加入」と記載され区の印が押印されていることから、当該期間は未加入期間となり、この手帳記号番号では保険料をさかのぼって納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から39年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、結婚して転居するまで、納税組合の集金人か近所の役場で国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は私が夫婦の保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年3月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立期間のうち昭和37年12月の婚姻までの期間については、申立人が当時居住していた地域の組合を通じて国民年金の加入を勧められ、保険料を納付していたとする申立人の記憶は、当時近所に住んでいた知人の証言及び36年10月の市の広報紙に掲載された「国民年金保険料納入組合の設置推進」の記事から、当時の申立人の居住地の状況と一致していると推察されることなど、申立内容に不自然さは見られない。

婚姻後の期間については、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は昭和38年度の保険料を昭和39年2月に一括納付していることが確認でき、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの保険料を完納しており、婚姻当初の保険料を38年5月、同年9月及び39年2月に納付していることが確認でき、これらのいずれの納付時点でも当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6014

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私は、平成元年3月に短大を卒業した後、国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、送付された納付書により納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年3月に払い出されており、当該払出時点において申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた市の電算記録により、申立期間直前の同年2月の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間についても同市から納付書が発行され、現年度納付することが可能であったと考えられることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年12月まで

私の夫は、昭和54年ごろ自身の国民年金保険料の納付書に同封されていた特例納付最後のチャンスというキャンペーン案内を見て、区役所で説明を聞いた上で私の国民年金加入手続を行い、20歳までさかのぼって、約40万円の保険料を信用金庫で一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月は第3回特例納付の実施期間内であり、申立人の夫が申立人の保険料を20歳までさかのぼって一括納付したとする金額は、申立期間の保険料及び過年度保険料を第3回特例納付等により納付した場合の保険料額とおおむね一致していること、申立人の夫の52年の会社退職後の事業経営は順調であり、資金的な余裕はあったとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年11月までの期間及び6年6月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から59年3月まで
② 平成5年6月から同年11月まで
③ 平成6年6月から7年1月まで

私は、会社を退職した昭和58年2月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間は6か月及び8か月といずれも短期間であり、申立期間②については当該期間前後の期間の国民年金保険料を、申立期間③については直前の期間の保険料をそれぞれ納付済みである上、申立人は、保険料の納付が遅れることはあっても2年の時効期間が経過する前にさかのぼって納付していたと説明しており、当該期間に近接する期間の保険料の納付日を見ると遅れながらも保険料を納付していた状況が確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年8月ごろに払い出されており、当該期間の保険料は過年度納付をする必要があるが、申立人は加入当初に保険料をさかのぼって納付した記憶がないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年11月までの期間及び6年6月から7年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月
② 昭和54年5月及び同年6月
③ 昭和55年3月

私は、申立期間①及び②については、昭和53年7月に会社を退職後に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は当該期間直前の国民年金保険料を納付しており、当該期間は2か月と短期間である。また、申立人は当該期間直前の昭和54年4月に転居しているが、申立人の所持する年金手帳により、国民年金の住所変更手続きが適切に行われていることが確認でき、当該期間の納付書が発行されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、上記年金手帳の国民年金の記録の欄に「はじめて被保険者となった日 昭和53年8月1日」と記載されていることから、当時、当該期間は未加入期間とされ保険料を納付することができない期間であり、また、申立期間③については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きの記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月1日から34年1月30日まで
② 昭和34年2月21日から同年12月26日まで
③ 昭和35年2月1日から37年2月1日まで

平成21年2月に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、独学で労務管理や年金について勉強し、年金が通算されることは知っていたので脱退手当金を請求することは無く、受給した覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①と申立期間②及び③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と160円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 39 年 10 月 18 日まで
② 昭和 40 年 5 月 18 日から 43 年 10 月 1 日まで

平成 14 年ごろ、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金に関する説明は無く、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金は昭和 43 年 12 月 17 日に支給決定されているが、その約 1 か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、申立期間直後の被保険者期間については申立期間と同一番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していたものとして認識していたとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 7 月 20 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 3 月 15 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 11 日まで

年金記録が社会問題となり、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 38 年 4 月 16 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 37 年 5 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、6 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年1月から同年3月までは56万円、同年4月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から同年3月までは56万円、同年4月から同年8月までは41万円、と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の同年10月15日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が、15万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人の夫であるA社の代表取締役は、上記の減額訂正について、「自分は社会保険事務所には行っていない。事務を委託していた社会保険労務士が社会保険事務所の職員と話し合い、当該社会保険労務士が書いた書類に自分で社印を押した。その場に、申立人である妻はいなかったと思う。」と供述しているところ、当該社会保険労務士は既に死亡しているため、その供述を得ることができない。このような状況から判断すると、申立人が、上記の減額訂正

に関与又は同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年1月から同年3月までは56万円、同年4月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月1日から59年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が24万円から10万4,000円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが判明した。同社では債権回収担当の取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和60年1月31日より後の同年2月19日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社及びそのグループ会社の元従業員は、申立人は債権回収の職務を担当しており、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和27年6月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月30日から27年6月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間には、同社C付属病院に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から、申立人が、申立期間においてA社C付属病院D課に勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚等のうちの一人で、申立人と同様に、A社B事業所から同社C付属病院D課に異動した者には、同社C付属病院D課に勤務していた期間において、同社B事業所における厚生年金保険の加入記録が存在する。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を控除する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月19日から43年5月20日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、B社からA社に出向し、同社のC国における合弁会社であるD社へ派遣されていた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も間違いなくA社で勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立期間当時の社報及び事業主の回答により、申立人が、昭和42年9月19日にA社へ出向し、同日付けでD社へ派遣され、46年4月5日にB社に復帰したことが確認できることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

そして、社会保険事務所の記録では、申立人が、自分の後任者で、現地で引継ぎを行なったと記憶している同僚には、派遣当初からA社における厚生年金保険の被保険者記録がある。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の申立期間に係る標準報酬月額を平成2年4月から3年5月までは53万円、6年5月から同年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から3年6月21日まで
② 平成6年5月1日から7年1月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。これらの期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年7月31日より後の同年8月26日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が、さかのぼって32万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により同社の取締役であったことが確認できるが、同社の3人の従業員は、申立人は営業担当の役員であり、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、

事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年1月26日の翌日の同年1月27日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が、さかのぼって22万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年12月31日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、社会保険事務には関与していなかったため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年12月31日の後の14年1月9日に、8年4月から12年9月までが9万2,000円に、同年10月から13年11月までが9万8,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されている上、申立人のほか1名の標準報酬月額の記録についても、^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の代表取締役及び元従業員は、「申立人は、社会保険事務を担当していなかった。」と供述しており、また、同社の代表取締役は、「当該^{そきゅう}遡及訂正処理に係る一連の手続は、自分が行った。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、平成3年9月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月16日から3年9月25日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与の額より低い額の標準報酬月額になっていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成3年9月25日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月25日、標準報酬月額については、被保険者資格を取得した2年4月から3年8月までの期間について53万円と記録されていたところ、3年12月2日に同社が同年9月16日付けで、厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われ、同日に、申立人の資格喪失日がさかのぼって3年9月16日に訂正され、かつ、標準報酬月額は2年4月から3年8月までの期間について20万円に減額訂正されている。

また、平成3年12月2日に申立人と同様、資格喪失日が訂正された者は6名、標準報酬月額が減額訂正された者は7名確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日及び申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年9月25日、標準報酬月額は2年4月から3年8月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から9年11月19日まで

社会保険事務所の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額が減額されていることが分かった。申立期間の給与は、50万円であったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から9年10月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった9年11月19日以降の同年12月26日に、申立人を含む6名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、申立期間において24万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び役員によれば、申立人は事務担当で、厚生年金保険に係る事務について権限を有する職務にはなかったと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年9月から同年11月までの期間を53万円に、同年12月から4年9月までの期間を44万円に、同年10月から7年4月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から7年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では代表取締役であったが、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成3年9月から同年11月までの期間は53万円、同年12月から4年9月までの期間は44万円、同年10月から7年4月までの期間は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年5月1日）の後の平成8年1月29日付けで、3年9月1日にさかのぼって平成3年9月から平成6年10月までは8万円、平成6年11月から平成7年4月までは9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できるものの、申立人以外にも代表取締役が在職し、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該社長の標準報酬月額についても申立人と同様に平成8年1月29日付けで、平成3年9月1日までさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。また、同社の従業員によると、同社は資金繰り

に苦勞しており、厚生年金保険料の滞納があるという話を聞いたとし、社長から社会保険から脱退するので国民健康保険・国民年金に加入するよう言われたと供述している。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録において事業主になっておらず、減額訂正を行った代表取締役から、標準報酬月額を引き下げについて説明を受けたことはなかったとしており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年9月から同年11月までの期間は53万円に、同年12月から平成4年9月までの期間は44万円に、同年10月から平成7年4月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年11月9日まで

社会保険事務所の戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年10月までの期間は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年11月9日以降の同年11月15日に、申立人を含む6名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月から5年11月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から5年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から5年12月31日まで
② 平成5年12月31日から6年8月31日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が当時の給与額と一致していないこと、また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明したので、申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から5年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年12月31日以降の6年1月7日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年1月から5年11月までの期間について8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役によれば、申立人は事務担当で、事実上の事業主であった同人の亡夫が、厚生年金保険に係る事務について権限を有していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から5年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和63年4月19日から平成10年12月15日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和60年9月2日から平成5年12月31日までであり、同社は、申立期間②において適用事業所となっていない。

また、A社は、関係資料を処分しており、事業主が既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない上、申立人は当該期間に国民年金に加入し、その保険料を納付しており、加えて、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

さらに、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給料支払明細書等の資料は無く、申立人自ら当該期間において厚生年金保険料の控除はなかったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年12月28日から56年12月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格喪失日に係る記録を昭和56年12月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月28日から56年12月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B製作所に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても一貫して当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の加入履歴名簿及び同僚の供述から、申立人は、昭和56年12月27日までA社B製作所に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、同社では、従業員を通常、健康保険と厚生年金保険に一体として加入、喪失させていると回答しており、C健康保険組合の加入履歴名簿に記載されている複数の従業員の健康保険加入記録と社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録は一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和55年10月の社会保険庁のオンライン記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成元年11月は47万円、同年12月から3年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から3年11月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成3年11月30日以降の同年12月7日付けで、申立人の元年11月の標準報酬月額が47万円から20万円に、同年12月から3年10月までの標準報酬月額が53万円から20万円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び社会保険事務担当者は、「同社の社会保険関係事務は、社長と社会保険事務担当の役員に権限があり、申立人は、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」と供述しており、当該社会保険事務担当者は、「当該訂正処理は、自分が社長と相談の上で行った。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け

出たとおり、平成元年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 3 年 10 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成9年10月から10年9月までは53万円、同年10月から11年12月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年1月28日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成12年1月28日以降の同年2月4日付けで、申立人の9年10月から10年9月までの標準報酬月額が53万円から9万2,000円に、同年10月から11年12月までの標準報酬月額が56万円から9万2,000円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役は、「申立人は、現場管理担当の役員であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」「当該減額処理は、社長と社会保険労務士が相談して決めていた。社長から役員に対し、当該減額処理について説明があり、自分や申立人は、経営者側の人間だったので、社長の申し出を断ることができず、標準報酬月額の引き下げに同意した。」と供述していることから、申立人は、当該減額処理の事務について、権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年10月から10年9月までは53万円、同年10月から11年12月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成3年4月から同年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年10月23日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成5年10月23日以降の同年11月4日付けで、申立人の3年4月から同年9月までの標準報酬月額が44万円から8万円に、同年10月から5年9月までの標準報酬月額が47万円から8万円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の経理担当者及び同僚は、「申立人は、番組制作を担当しており、同社の経営には参画しておらず、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」「社会保険関係の事務手続は社長の指示のもとに行われていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月から同年9月までは44万円、同年10月から5年9月ま

では 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月から15年8月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

さらに、平成15年7月23日、同年12月25日、16年7月23日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年9月から16年6月までの標準報酬月額、15年7月23日、同年12月25日、16年7月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から16年7月1日まで
② 平成15年7月23日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く、申立期間②、③及び④の標準賞与額が実際に賞与から控除されていた保険料に見合う標準賞与額より低いことが判明した。申立期間当時の保険料控除額が確認できる給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成14年8月から15年8月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、14年10月4日付けで、同年10月の定時決定47万円の記録が取り消され、同年8月にさかのぼって11万円に訂正され、申立人と同様の減額処理がA社において被保険者となっている11名についても確認できる。

このことについて、B社の代表者は、「当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として従業員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は見当たらず、さかのぼって記録が訂正された平成14年8月及び同年9月並びに訂正前に記録されていた同年10月の定時決定が有効であったと考えられる同年10月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳によると、社会保険庁に記録されている標準報酬月額11万円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書及び同社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②、③及び④については、申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳により、平成15年7月23日、同年12月25日、16年7月23日に支給された賞与については、社会保険庁に記録されている標準賞与額（25万円）より高い標準賞与額に相当する額が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の平成15年9月から16年6月までの期間に係る標準報酬月額、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額の届出誤りを認めていることから、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び

標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月から15年8月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、14年8月及び同年9月は32万円、同年10月から15年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、15年9月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月及び16年1月は30万円、同年2月から同年6月までは32万円に訂正することが必要である。

さらに、平成15年7月23日、同年12月25日及び16年7月23日について、その主張する標準賞与額（15万円及び13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15年7月23日及び同年12月25日は15万円に、16年7月23日は13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年9月から16年6月までの標準報酬月額、平成15年7月23日、同年12月25日及び16年7月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から16年7月1日まで
② 平成15年7月23日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く、申立期間②、③及び④の標準賞与額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標

準賞与額より低いことが判明した。申立期間当時の保険料控除額が確認できる給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成14年8月から15年8月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、14年10月4日付けで、同年10月の定時決定34万円の記録が取り消され、同年8月にさかのぼって11万円に訂正され、申立人と同様の減額処理がA社において被保険者となっている11名についても確認できる。

このことについて、B社の代表者は、「当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として従業員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は見当たらず、さかのぼって記録が訂正された平成14年8月及び同年9月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に、14年10月の定時決定が有効であったと考えられる同年10月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳によると、社会保険庁に記録されている標準報酬月額11万円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書及びB社の賃金台帳において確認できる報酬月額から、15年9月、同年10月、同年12月、16年1月は30万円とし、給与支給明細書及び同社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年11月、16年2月から同年6月までの期間は32万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②、③及び④については、申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳により、平成15年7月23日、同年

12月25日、16年7月23日に支給された賞与について、社会保険庁に記録されている標準賞与額（10万円）より高い標準賞与額に相当する額が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②及び③は15万円、申立期間④は13万円）に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の平成15年9月から16年6月までの期間に係る標準報酬月額、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額の届出誤りを認めていることから、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月から15年8月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、15年9月から16年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年9月から16年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から16年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。申立期間当時の保険料控除額が確認できる給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年8月から15年8月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、14年10月4日付けで、同年10月の定時決定24万円の記録が取り消され、同年8月にさかのぼって11万円に訂正され、申立人と同様の減額処理がA社において被保険者となっている11名についても確認できる。

このことについて、B社の代表者は、「当時は、経営が苦しかったため、厚

生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として従業員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は見当たらず、さかのぼって記録が訂正された平成14年8月及び同年9月並びに訂正前に記録されていた同年10月の定時決定が有効であったと考えられる同年10月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳によると、社会保険庁に記録されている標準報酬月額11万円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書及びB社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年9月から16年1月までの期間は24万円とし、給与支給明細書及び同社の賃金台帳において確認できる報酬月額から、16年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の平成15年9月から16年6月までの期間に係る標準報酬月額の届出誤りを認めていることから、給与支給明細等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年10月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年9月から5年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年12月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年9月1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違し、4年10月31日から5年12月25日までの期間が未加入となっていることが判明したので、標準報酬月額を正しい記録に訂正し、未加入期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうちの平成4年9月1日から5年10月31日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年10月31日より後の同年11月10日付けで、同年10月の標準報酬月額の定時決定（処理日は5年9月8日）が取り消され、4年10月31日と記録され、標準報酬月額については、同日に、申立人が同社において資格取得した4年9月にさかのぼって36万円が8万円に減額訂正され、申立人と同様の処理は、同社において事業主となっている、共同の代表取締役についても確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿により、申立人は同社の共同の代表取締役であったことが確認できるが、申立人以外にも代表取締役がおり、また、当時の取

締役や同社の社会保険事務の手続を行っていた社会保険労務士は、「申立人は企画担当の代表取締役であり、社会保険については、もう1人の代表取締役(経営一般担当)が担当していた。」と供述していることから、申立人は代表取締役ではあったものの、当該訂正処理に係る権限は有しておらず、関与もなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記訂正処理を行う合理的理由は見当たらず、A社における被保険者資格喪失日は、申立人が国民健康保険に加入した平成5年10月31日に、標準報酬月額については、4年9月から5年9月までの期間は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうちの平成5年10月31日から同年12月25日までの期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人は、同年10月31日に住所地の区において、国民健康保険に加入している記録が確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成5年10月31日から同年12月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 3 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与と相違があるので、実際に受けていた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 4 年 3 月から 5 年 6 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における標準報酬月額は、当初、平成 4 年 3 月から 5 年 2 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、申立人を含め 13 名の標準報酬月額がさかのぼって訂正され、申立人の場合、5 年 3 月 24 日に、申立人の 4 年 3 月から 5 年 2 月までの期間の標準報酬月額がさかのぼって 20 万円に引き下げられており、同年 3 月から 6 月までの期間についても、そのまま継続して引き下げられた標準報酬月額となっている。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間のうち、平成 5 年 7 月から 6 年 2 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における標準報酬月額は、当初、5 年 7 月から 6 年 1 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、申立人を含め 13 名の標準報酬月額がさかのぼって訂正され、申立人の場合、6 年 2 月 4 日に、申立人の 5 年 7 月から 6 年 1 月までの期間の標準報酬月額がさかのぼって 20 万円に引き下げられており、同年 2 月の期間についても、そのまま継続して引き下げられた標準報酬月額となっている。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を

行う合理的な理由は見当たらない。

- 2 一方、商業登記簿により、上記のいずれの減額処理が行われた当時も、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた役員1名及び従業員2名は、「当時、A社は厚生年金保険料の滞納額が大きくなり、社会保険事務所から滞納額を一括納付できなければ、標準報酬月額を減額訂正するよう指導されたため、代表取締役と担当役員が判断して、減額訂正の手続を行った。」旨供述している。

- 3 これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った標準報酬月額をさかのぼって訂正した処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実即したものととは考え難く、合理的な理由は無ことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該さかのぼって訂正した処理の結果として記録されている申立人の、平成4年3月から6年2月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成8年10月4日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から8年10月4日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額は実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び健康保険組合の記録等により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社における申立人の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年9月10日以降の同年10月4日付けで、同年6月30日と記録され、標準報酬月額については、資格喪失日処理した前日の同年10月3日に、6年9月以降が44万円から15万円に減額訂正が行われ、申立人と同様に資格喪失日については12人、標準報酬月額の減額については10人訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所と相談し、減額訂正により滞納額を減らす方法があると教えられたので^{そきゅう}遡及訂正をお願いした。」と供述している。

さらに、A社は、適用事業所でなくなった平成8年9月10日以降においても、商業登記簿の記録から法人格を有し、また、当時の複数の従業員の供述か

ら申立人を含め複数の従業員が継続して勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所が資格喪失日进行处理した平成8年10月4日に、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る給与支給明細書により、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（24 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 4 月から同年 11 月までの期間について 24 万円と記録されていたが、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した（5 年 12 月 21 日）以降の平成 6 年 3 月に、申立人を含む 12 名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は、同年 3 月 30 日付けで、5 年 4 月から同年 11 月までの全期間の標準報酬月額が 11 万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の取締役の供述から、申立期間当時、同社の経営状況が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った標準報酬月額の時決定が記録された部分を越えてさかのぼって訂正した処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが考えられ、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の平成 5 年 4 月から同年 11 月ま

での期間についての標準報酬月額は、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月から6年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が平成5年9月から6年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月8日から平成7年10月1日まで
② 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から平成9年3月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の標準報酬月額が、実際に受けていた給与額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①の昭和62年6月から同年9月までは17万円、同年10月から平成元年9月までは16万円、同年10月から2年9月までは17万円、同年10月から3年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月から7年9月までは20万円、申立期間②の7年10月から8年9月までは20万円、申立期間③の8年10月から9年2月までは20万円となっている。

しかし、申立人から提出のあった給与支給明細書及びC社（C社は、A社及びB社の従業員のみ引き継ぐ）から提出のあった給与支給明細書により、

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月から6年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該事案の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、平成5年9月から6年1月までの期間は34万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る平成5年9月から6年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に清算されているために社会保険料に関する届出等の資料は入手できず、不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 なお、申立期間のうち、申立期間①の平成元年1月から5年8月、6年2月から7年9月、申立期間②の平成7年10月から8年9月及び申立期間③の平成8年10月から平成9年2月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、当該期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額であることが確認できることから、あっせんは行わない。

一方、申立期間①の昭和62年6月から63年12月までの期間は、給与支給明細書等が無いため、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額が確認できず、また、上記①のとおり、他の期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額とほとんど一致している状況がみられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年9月までの期間を47万円、3年10月から4年6月までの期間を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年7月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、B支社長として営業担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当初、平成3年1月から同年9月までの期間は47万円、3年10月から4年6月までの期間は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年7月31日以降の同年11月5日に、3年1月から4年6月までの期間について20万円へとさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年11月5日に同社の取締役であったことが確認できるが、雇用保険によると、申立人は4年7月30日に同社を退職（失業手当も受給）しており、標準報酬月額の遡及訂正が行われた時には、既にA社の業務に従事していないことが確認できる。また、A社の複数の従業員によると、申立人は、申立期間当時、B支社の支社長であり、社会保険の手続きはすべて本社で行っていたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年1月から同年9月までの期間を47万円、3年10月から4年6月までの期間を50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年3月1日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に比べ大幅に減額となっていたことが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年2月までの期間は53万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成3年3月1日）以降の同年3月7日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、2年7月から同年8月までの期間は24万円に、同年9月から3年2月までの期間は30万円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正処理する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成元年10月26日にA社の取締役就任し申立期間においても取締役として務めていたことが商業登記簿謄本から確認できる。しかしながら、申立人の同社における雇用保険の被保険者期間が同年4月1日から3年2月28日までと記録されているところから兼務役員であったと推認できる上、標準報酬月額の訂正が行われた同年3月7日には既に退職しているのが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「申立人は社会保険事務には関与していなかった。そして、標準報酬月額を減額訂正したことを申立人には報告していない。」と述べていることから、申立人が自身等の標準報酬月額の訂正処理に関与して

いたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A社の代表取締役は、当時、同社には保険料の滞納があったことを認めており、滞納保険料の処理について社会保険事務所から提示された関係書類に押印したことを供述している。

また、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を、平成3年3月に、2年7月から3年2月までの8か月もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では梱包材の配達等の業務に従事し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年5月1日より後の同年5月9日に、申立人を含む3人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており（申立人を除く2人については、年齢により厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたため、健康保険のみの標準報酬月額が減額訂正されている。）、申立人の場合、13年11月から14年4月までの期間に係る標準報酬月額が19万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の経理事務を委託されていた会計事務所の担当者は、申立人は社会保険や経理に関する業務に一切関与していなかったと供述している。

また、同社の代表取締役は、「社会保険事務所の職員が、会社が社会保険から脱退する手続のために来訪した時にも、申立人は配達に出ていて不在であったと思う。」と供述している。これらのことから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）C担当区における資格取得日に係る記録を昭和32年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から同年12月16日まで
② 昭和33年8月1日から同年12月20日まで
③ 昭和34年5月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所C担当区に夏季の間、作業員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①～③も同担当区に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が記憶している元同僚7人に照会したところ、回答のあった5人はいずれも申立期間①について、「申立人もA事業所C担当区で一緒に勤務していた。厚生年金保険には全員が加入していたと思う。」と回答している上、元同僚一人は、「勤務形態は日雇、月雇、定期作業員、常用作業員（公務員）の4種類があり、常用作業員（共済組合）を除き厚生年金保険に強制加入していた」と詳細に回答している。

また、申立人は、当時の従業員を200人から250人と記憶しており、これは社会保険事務所の保管するA事業所C担当区に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録（250人）とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①についてA事業所C

担当区で勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D事業所及びB事業所は、当時の関係資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間①と同じくA事業所C担当区で元同僚と共に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の保管するA事業所C担当区及びA事業所E担当区の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人が記憶している元同僚7人は、いずれも申立期間②及び③について、A事業所E担当区で厚生年金保険に加入しており、申立人の主張と齟齬がある。

また、D事業所及びB社では、申立人の人事記録を保管していないため、当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況が確認できないと回答しており、社会保険事務所の保管するA事業所C担当区及びA事業所E担当区の厚生年金保険被保険者名簿の「健康保険ノ番号」にも欠番は無い。

さらに、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について、申立人は給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成13年3月16日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、62万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月20日から13年3月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当社には、平成13年3月15日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元代表取締役の証言により、申立人は、平成13年3月15日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成13年3月16日と記録されていたものが、退職から約5か月後の同年8月29日付けでさかのぼって、12年12月20日に訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、上記訂正処理は保険料の滞納があったことから、社会保険事務所の指導により行ったとしている。なお、申立人は取締役であったが、技術部長で社会保険に係わる業務は行っておらず、その事務手続に権限を有していなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は見当たらず、A社における申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年3月16日に訂正する必要がある。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、訂正前の社会保険庁の記録から、62万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立
期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年3月1日まで
社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、
申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合
う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬
月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に
該当しなくなった平成10年3月1日の翌日の3月2日付けで、申立人を含む
5人の従業員の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報
酬月額は、9年8月から10年2月まで30万円が9万2,000円に訂正されたこ
とを確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由
は見当たらない。

一方、A社の閉鎖登記簿から、申立人は同社の監査役であることが確認でき、
同社の取締役3人は「申立人は出資者ではあるが、社会保険手続には関与して
いないと思う。経理面は社長が行っていた。」と供述していることから、申立
人は社会保険の手続について権限を有していなかったものと認められる。

さらに、社会保険事務所の保管するA社に係る滞納処分票には、「入電(社
長)」、「面談(社長)」との記述があることから、代表取締役が滞納保険料の処
理を担当していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい
て、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初
届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要で
ある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年7月20日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額(36万円~38万円)と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理する記録において、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成5年7月20日以降の6年1月20日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年9月から5年6月まで30万円が20万円に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、事業主及び申立人の同僚は、「A社は申立期間当時経営が悪化したため、社会保険料を滞納するようになり、後に厚生年金保険の適用事業所でなくなった。」と供述していることから、同社では、滞納保険料を整理するため、標準報酬月額の減額訂正を行ったものと推認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、同社の取締役でないことが確認できる上、事業主も「申立人は、営業担当であった。」と供述していることから、申立人は社会保険の業務に従事していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要で

ある。

なお、申立人は、給与から 36 万円から 38 万円の標準報酬月額に見合う保険料が事業主により控除されていたと主張するが、申立人は給与支払明細書等の保険料控除額を示す資料を所持しておらず、また、申立人と業務内容や勤務形態の同じ同僚や従業員から、申立期間の標準報酬月額に係る資料及び供述が得られないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立
人の標準報酬月額を平成7年1月から同年11月までは36万円、同年12月か
ら8年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年10月16日まで
社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、
申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合
う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬
月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、A社が厚
生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年10月16日以降の9年1
月8日付けで、7年1月から同年11月までは36万円、7年12月から8年9
月までは50万円が、それぞれ9万2,000円に遡及して減額訂正されたことが
確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見
当たらない。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は同社の役員でないことが確認でき
る上、同社の従業員も、「社会保険の手続は事業主の妻が行っていた。」と供述
していることから、申立人は社会保険事務について権限を有していなかったと
認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい
て、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初
届け出たとおり、申立人の標準報酬月額を平成7年1月から同年11月までは
36万円、同年12月から8年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立
期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から同年10月31日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務していた期間の
うち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に
見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業担当の
従業員として勤務しており、社会保険事務の権限は無かったので、申立期間
の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に
該当しなくなった平成5年4月15日以降の同年5月26日付けで、申立人を含
む8人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額
は、4年8月及び同年9月の50万円が8万円に減額訂正されたことが確認で
きるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たら
ない。

一方、A社の商業登記簿において、申立人は同社の取締役でなかったことが
確認でき、同社の従業員も、「申立人は営業担当の従業員であった。」と供述し
ていることから、申立人は、社会保険事務に従事していなかったものと認めら
れる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい
て、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初
届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要で
ある。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立
期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年6月30日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、
申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた
保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間
の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に
該当しなくなった平成5年10月31日以降の同年11月10日付けで、申立人を
含む5人の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して減額訂正されており、申立人の標準報酬月
額は、4年2月から5年5月まで53万円が8万円に訂正されたことが確認で
きるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たら
ない。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は同社の役員でないことが確認でき
る上、同社の元事業主及び従業員も、「申立人は支店長であり、社会保険の手
続を行っていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい
て、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初
届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要で
ある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成10年1月から11年6月までは32万円、同年7月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から8年6月1日まで
② 平成10年1月1日から12年1月24日まで

A社に取締役として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、同期間中に受け取っていた報酬額と異なるので、同期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から11年6月までは32万円、同年7月から同年12月までは22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった12年1月24日を処理日として、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成12年1月24日時点で取締役であることが確認できるが、同社の代表取締役、従業員及び顧問社会保険労務士事務所の所長から、申立人は社会保険事務を担当していなかったとの供述があることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録訂正が有効であったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年1月から11年6月までは32万円、

同年7月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立てに係る標準報酬月額については、さかのぼった訂正処理など、不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、A社の顧問をつとめていた社会保険労務士事務所の所長は、「A社が提出した給与明細書に基づき、当事務所で算定及び月額変更の届出を代行していた。平成4年12月1日から8年6月1日までの届出は通常に行われたものであり、同期間の標準報酬月額は適正である。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年4月から同年9月までは36万円、同年10月から7年1月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年2月28日まで

A社に取締役として在籍していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与の支払額に対する標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年9月までは36万円、同年10月から7年1月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月28日の後の同年3月7日を処理日として、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理日において取締役であることが確認できるが、同社の代表取締役及び従業員の供述から、申立人は社会保険事務は担当していなかったとの供述があることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年4月から同年9月までは36万円、同年10月から7年1月までは26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、申立人に係るB社における資格喪失日は、平成9年3月27日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成8年7月から9年2月までの期間の申立人の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

加えて、申立期間②のうち、平成9年3月27日から同年4月1日までの期間については、申立人は、同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記申立人のB社における資格喪失日である同年3月27日を取り消し、同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成9年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から10年1月21日まで

A社及びB社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、B社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、それぞれの申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、A社の事業主及び従業員等の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成8年5月の社会保険庁のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社は平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社の商業登記簿謄本により、申立期間当時も法人の事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の平成8年6月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると平成10年1月20日が離職日と記録され、申立人はA社に申立期間②も継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月1日の後の同年3月27日付けでさかのぼって、申立人の同社における資格喪失日が8年8月31日と記録されており、標準報酬月額については、資格取得時の同年7月にさかのぼって30万円が9万2,000円に減額訂正されている。

また、申立人と同様に、標準報酬月額の減額訂正が行われ、資格喪失がさかのぼって訂正された者が10人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立期間②の申立人のB社における資格喪失日は、上記処理日である平成9年3月27日に訂正し、標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、8年7月から9年2月までの期間は30万円とすることが必要である。

さらに、申立期間②のうち、平成9年3月27日から同年4月1日の期間については、B社の事業主の供述及び従業員の供述から判断すると、申立人が同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社における申立人の上記資格喪失日である同年3月27日を取り消し、同年4月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当初社会保険事務所に届け出た平成8年7月の社会保険庁のオンライン記録から30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、B社は平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社の商業登記簿謄本により、申立期間当時も法人の事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②のうち9年2月1日以降においても適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②のうち、平成9年4月1日から10年1月21日までの期間については、B社事業主の供述及び従業員が保管する9年4月以降の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認できず、当該期間において申立人に係る厚生年金保険の保険料控除があったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成4年4月8日であると認められることから、申立期間のうちの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち平成2年10月から4年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から5年4月30日まで

A社に勤務していた一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額も引き下げられていることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人はA社に平成4年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月1日以降の同年4月8日にさかのぼって、3年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日が3年3月31日と記録され、標準報酬月額については、2年10月から3年2月までの期間が20万円から8万円に減額訂正されている。

また、申立人と同様に、資格喪失日が平成3年3月31日と記録され、標準報酬月額が減額訂正された者が5人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、上記処理日である平成4年4月8日に訂正し、標準報酬月額については、

事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、2年10月から4年3月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち平成2年4月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が訂正された記録は確認できず、当該期間の標準報酬月額は、申立人と同期で同職種の同僚に係る標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち平成4年4月8日から5年4月30日までの期間については、申立人は、平成4年の後半から給与が分割支給となり、分割支給となる前に当時の経理部長から、「もう保険は掛けられない。」と言われ、保険料を払えないことを了解したことを記憶していると供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間は国民年金の第3号特例納付期間となっており、申立人は、当該期間に係る届出を自らが行ったとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち平成2年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立人は4年4月8日から5年4月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成12年1月から同年4月までの期間は34万円、同年5月及び同年6月は17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から同年7月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、減額訂正されていることが判明した。同社では取締役であったが、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年4月までの期間は34万円、同年5月及び同年6月は17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日以降の同年9月7日に、それぞれ9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る商業登記簿により取締役であったことが確認できるが、同社に勤務していた複数の従業員の供述によると、申立人の同社における業務は、専ら店舗での顧客対応であったとしており、経理や社会保険事務には関与していないことが確認できる。当該供述により、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成12年1月から同年4月までの期間は

34 万円、同年 5 月及び 6 月は 17 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年10月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では営業担当の取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の同年12月5日に、8万円へと減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る商業登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる。しかし、同社の経理担当職員は、申立人は営業の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間前に勤務していた同社子会社のB社からの異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び在職証明書から、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事務担当者に手続の誤りがあったとしていることから、A社が申立人の資格取得日に係る記録を平成元年9月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成元年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案4995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月15日から43年4月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年4月12日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和42年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和42年12月15日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から43年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主

は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案4996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月8日から同年4月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年4月12日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和43年1月8日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主

は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案4997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月8日から同年4月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年4月12日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和43年1月8日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案5003

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年10月から3年9月までの期間は41万円、同年10月から6年10月までの期間は44万円、同年11月から8年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から8年4月11日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成2年10月1日から8年4月11日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までの期間は41万円、同年10月から6年10月までの期間は44万円、同年11月から8年3月までの期間は26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年4月11日）の後の同年5月13日付けで、2年10月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から8年3月までの期間は9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成5年11月30日から9年4月9日まで同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は飲食店の店長であり、社会保険関係の事務にかかわっていない旨の供述を同社の当時の取締役及び従業員から得られていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あつたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年10月から3年9月までの期間は41万円、同年10月から6年10月までの期間は44万円、同年11月から8年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案5004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C製作所）における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月17日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答があった。A社が吸収合併されたのに伴ってB社本社への人事異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社本社の当時の上司、複数の同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社を吸収合併したB社に継続して勤務し（昭和30年5月1日にB社C製作所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年3月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社では、これを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案5005

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成14年1月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成13年4月から同年6月までは50万円、同年7月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年1月1日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務していた一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額は実際の給料から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い金額になっていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成13年12月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成13年4月から同年6月までは50万円、同年7月以降は30万円と記録されていた。しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下全喪日という。）同年7月11日以降の14年12月2日付けでさかのぼって、申立人を含む5名の同社における被保険者資格喪失日が全喪日と同日の13年7月11日と記録され、申立人の標準報酬月額は13年4月から同年6月までの期間について26万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が適用事業所でなくなった日である平成13年7月11日において、同社は法人事業所であり、複数の従業員が在籍していたことから、厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録から、平成14年1月1日に訂正し、標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、平成13年4月から同年6月までの期間は50万円に、同年7月から同年12月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月から15年8月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から15年9月1日まで
② 平成15年9月1日から16年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在はB社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。申立期間当時の保険料控除額が確認できる給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年8月から15年8月までの期間は32万円と記録されていたところ、14年10月4日付けで、申立人を含む12名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、同年10月1日の算定の記録（34万円）が同年10月4日付けで取り消され、同年8月1日にさかのぼって11万円に訂正されている

ことが確認できる。このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、B社の代表者は、「当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として従業員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成14年10月4日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(15年9月1日)で11万円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②については、申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳から、申立人は、その主張する標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る標準報酬月額を、実際の給与よりも低い標準報酬月額で算定し、社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年4月30日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた一部期間の加入記録が無く、標準報酬月額は実際の給料から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い金額になっていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び従業員の供述により、申立人は同社に申立期間も勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成7年4月30日と記録されていたが、同年8月14日に、6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、6年1月1日と訂正され、標準報酬月額については、同日に、5年9月から同年12月までが53万円から19万円に減額訂正が行われ、申立人同様に標準報酬月額が減額された者が5人確認できる。

また、A社の代表取締役は「同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前は、業務トラブルがあり経営が立ち行かなくなった。」と供述しており、さらに、同社の当時の総務及び社会保険事務の担当役員は、「申立期間当時、金額は覚えていないが社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から督促があった」

と供述している。

なお、申立人は、A社に係る商業登記簿から、取締役であったことが確認できるが、当時の従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険事務の手續は上記担当役員が行っていたことを供述している。また、同社の顧問社会保険労務士は、社会保険事務に関する実質的な担当は代表取締役であったと供述していることから、申立人は、社会保険の届出事務に権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人がA社において退職した後に、申立人の資格喪失日を訂正及び標準報酬月額を減額訂正する合理的理由は見当たらず、申立人のA社に係る資格喪失日は、事業主が当初届け出た平成7年4月30日に、標準報酬月額は5年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成元年10月から2年6月までは47万円に、同年7月から4年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から4年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、商品の品出担当であり、厚生年金保険関係事務に全く関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日の後の同年5月19日付けで、元年10月から2年6月までは47万円が8万円に、同年7月から4年2月までは53万円が8万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成2年4月30日時点で取締役重任されていることが確認できるが、当時の事業主は、「申立人の職務は、厚生年金保険や経理に全く関係なく、標準報酬月額の訂正処理に関与しているはずがない」旨供述していることなどから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社

会保険事務所に当初届け出たとおり、平成元年 10 月から 2 年 6 月までは 47 万円に、同年 7 月から 4 年 2 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成6年11月から7年6月までは56万円に、同年7月から同年10月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、自動車の塗装を担当し、厚生年金保険関係事務に全く関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月1日の後の同年11月13日付けで、6年11月から7年6月までは56万円が9万8,000円に、同年7月から同年10月までは47万円が9万8,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の従業員のうち23人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同様、平成7年11月13日付けで、6年11月1日にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年11月から7年6月までは56万円に、同年7月から同年10月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成6年10月を53万円、同年11月から8年11月までの期間を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年12月20日まで
社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。しかし、申立期間の標準報酬月額は、当時の報酬額に見合ったものではないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成6年10月は53万円、同年11月から8年11月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月20日付けで、申立人を含む取締役3名の標準報酬月額について、6年10月1日に遡^{そく}及^くして、同年10月は8万円に、同年11月から8年11月までの期間は9万2,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿により、当該減額処理が行われた当時、申立人はA社の取締役であったことが確認できるものの、申立人及び他の取締役2名は、社会保険事務の手續は代表取締役が行っており、申立人は社会保険の事務について権限がなかったと供述している。

さらに、A社の当時の代表取締役は、上記減額処理については、自身の一存で行い、申立人を含む他の取締役には説明しなかったと供述していることから、申立人が上記減額処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年10月から8年11月までの期間に係る標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月は53万円、同年11月から8年11月までの期間は59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、D社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された「社員カード」及び同僚の供述から判断すると、申立人は、D社及び同社の関連会社であるA社C支店に継続して勤務し（昭和46年3月1日にD社からA社C支店に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日がいずれも昭和46年4月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年7月31日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低いものになっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成7年1月9日付けで、申立人を含む2名について、4年11月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して20万円に減額処理されている。

また、申立人は、退職後はA社の業務には関与していないと供述している上、社会保険庁のオンライン記録により、上記減額処理が行われた当時、申立人は既に別の会社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人は上記減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年11月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、申立期間に係る有効な訂正記録があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を平成5年1月から同年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年12月の標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から同年8月1日まで
② 平成5年8月1日から同年12月31日まで
③ 平成5年12月31日から6年1月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した申立期間②について、標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間③もB社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年7月までは26万円と記録されていたが、申立人が同社の被保険者資格を喪失した同年8月1日の後の6年4月26日に、申立人を含む54名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の同期間の標準報酬月額は、8万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処

理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の同期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年1月から同年7月までは26万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年8月から同年11月までは28万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日の後の6年3月7日に、申立人を含む37名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の同期間の標準報酬月額は、12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、B社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成6年3月7日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の経理担当者及び役員は、「申立人は、申立期間当時、営業職であり、経理や厚生年金保険関係の事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の同期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年8月から同年11月までは28万円とすることが必要である。

申立期間③については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日の後の6年3月7日付けで、申立人を含む29名について、資格喪失日がさかのぼって5年12月31日として記録されており、このことから、同社は6年3月7日まで厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められるところ、社会保険事務所において、同社を5年12月31日付けで適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所がさかのぼった処理を行った日及び申立人が他社で有している厚生年金保険の記録から判断して、平成6年1月1日とすることが必要である。また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から28万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年5月から同年10月までは53万円に、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月11日から同年10月1日まで
② 平成6年5月1日から7年1月26日まで
③ 平成7年1月26日から同年10月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年5月から同年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年1月26日の翌日の同年1月27日に、申立人を含む21名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、22万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の同期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年5月から同年10月までは53万円に、同年11月及び同年12月は59万円とするこ

とが必要である。

申立期間①については、A社の複数の従業員の供述から、申立人が同期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が提出した平成2年分の給与所得の源泉徴収票によると、同源泉徴収票に記載された社会保険料総額は、申立人がA社の直前に勤務していた他社に係る6か月とA社に係る2か月(平成2年11月及び同年12月)の標準報酬月額を基に試算した社会保険料控除額の合計とほぼ一致していることが確認できる(なお、同社の保険料控除は翌月控除の方法である)。

また、申立人が提出したA社の平成2年10月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社における申立人の雇用保険の記録は平成2年9月28日から記録されており、これは、申立人の厚生年金保険の記録(2年10月1日に被保険者資格を取得)とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間③については、申立人の雇用保険の記録から、申立人が同期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成7年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③においては適用事業所となっていない。

また、申立人が提出したA社の平成7年1月から同年5月までの給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、同給与明細書に添付されたメモの記述から、同年6月から同年10月までの給与は未払いであったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年11月から6年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月から8年4月までの期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月4日から8年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていることが判明した。当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年11月から6年3月までの期間については、当初、38万円と記録されていたが、同年4月7日に4年11月4日付けの資格取得時までさかのぼって20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の資格取得日より前からA社に勤務していた従業員二人についても、その標準報酬月額が平成4年3月までさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の経理や社会保険事務を担当していた従業員は、自身の在職中に従業員の給与を支払うめどが立たず、2度ほど借入れをして支払った旨供述しており、また、他の従業員は、同社の経営状態は悪く、経理関係はきちんとしていなかった旨供述している。

加えて、申立期間当時におけるA社の当座預金取引状況を見ると、当該42か月の間に、社会保険料の口座引き落としの実績は8回しか確認できないこと

を考え合わせると、同社の経営状況は思わしくなく、社会保険料の支払にも苦慮していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月7日に行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、さかのぼって記録が訂正された平成4年11月から6年3月までの期間、及び訂正前に記録されていた5年10月の定時決定が有効であったと考えられる6年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち平成6年10月から8年4月までの期間については、申立人の標準報酬月額に関する算定基礎届や月額変更届に基づく標準報酬決定が行われた形跡は無いものの、前述の訂正処理が行われた6年4月以降の申立人の給与明細書及び平成7年分の源泉徴収票から、申立人の厚生年金保険料額が、当該訂正処理の結果として記録された標準報酬月額20万円に相当する金額に変更されていることが確認でき、事業主は申立人の標準報酬月額を20万円として取り扱っていたことがうかがえる。

したがって、平成6年10月から8年4月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたとみなすことが妥当である。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年7月31日の後の同年8月15日に、申立人の標準報酬月額は、6年10月については8万円に、同年11月から8年4月までの期間については9万2,000円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

このほか、申立人以外の従業員6人についても、その標準報酬月額が申立人と同日の平成8年8月15日、あるいはさらに後の同年9月6日に減額訂正されていることも確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、平成6年10月から8年4月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が当初記録していた20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年8月1日に、資格喪失日に係る記録を17年11月3日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、14年8月から15年7月までの期間については12万6,000円、同年8月から同年10月までの期間については11万8,000円、同年11月については11万円、同年12月については11万8,000円、16年1月及び同年2月については10万4,000円、同年3月から同年5月までの期間については9万8,000円、同年6月から17年10月までの期間については11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から17年11月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で昭和34年から厚生年金保険に加入し、平成12年11月に65歳になったことで、いったん被保険者資格を喪失したが、14年4月に制度が変わったことで再度資格を取得し、70歳になるまで厚生年金保険に加入していたはずである。当時の給与明細書で申立期間の保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成14年9月から17年12月までの期間(16年1月分は事業主から提出、17年4月分を除く。)に係る給与明細書から、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成16年1月分については事業主より提出され、17年4月分については、その給与明細書が保管されていないものの、直前の3月分及び直後の5月分の給与明細書に記載されている総支給額及び控除保険料額はいずれの月も同額であり、4月分のみ著しい増減が生じることをうかがわせる事情も認められないことから、当該月においてもほぼ同額の給与が支給され、保険料が控除されたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書の保険料控除額又は報酬額から、申立期間のうち、平成14年8月から15年7月までの期間については12万6,000円、同年8月から同年10月までの期間については11万8,000円、同年11月については11万円、同年12月については11万8,000円、16年1月及び同年2月については10万4,000円、同年3月から同年5月までの期間については9万8,000円、同年6月から17年10月までの期間については11万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、「申立期間に係る保険料を社会保険事務所に納付していないだろう。」と供述している上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険組合に届けられた、申立人に係る健康保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書の「厚年の決定」欄には厚生年金保険の標準報酬月額が記載されているものの、当該記載内容から判断すると、その内容が社会保険事務所において記録されたとまでは言えない。）や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年8月から17年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年12月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から8年2月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から8年3月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に在職していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社での身分は代表権のない取締役副社長であり、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から8年2月までの期間については59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった8年3月4日の後の同年3月11日に、4年12月から6年10月までの期間については8万円に、同年11月から8年2月までの期間については9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成8年3月11日時点で、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の代表取締役の供述からは、申立人が前述の訂正手続に関与していたことはうかがえない上、同社で申立人と同時期に勤務していた従業員3人は、申立人の職務は営業が主で、事務上の決裁関係はすべて代表取締役が行っており、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から8年2月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、経営していた店のお客に勧められて、区役所出張所で国民年金の任意加入手続をするるとともに付加保険料の納付を申し込み、付加保険料を含めて、国民年金保険料を口座振替で納付してきたと記憶している。また、夫が保険料を納付してくれたこともあったと思うが、詳しい記憶はない。申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が、申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人が主張する金融機関の口座から保険料が口座振替されていたことは確認できない上、申立人の昭和 59 年 5 月時点の年度別納付状況リストによると、申立人の当時の保険料の納付方法は、納付書による納付と記録されている。また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶はないと供述しているとともに、一部の保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の付加保険料を含んだ保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含んだ国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間、61 年 5 月及び同年 6 月、同年 12 月及び 62 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 61 年 5 月及び同年 6 月
③ 昭和 61 年 12 月及び 62 年 1 月

私の国民年金の加入手続は、昭和 60 年 4 月ごろに、母が区役所で行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、私又は母が区役所で納付書により納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする母親は、加入時期等の加入手続に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 7 月ごろに払い出されているとともに、申立期間は、同年 8 月の社会保険庁の記録整備により、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、いずれもその時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの期間及び58年5月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年12月まで
② 昭和58年5月から59年1月まで

私が昭和45年4月ごろ海外から帰国して間もなく、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、58年5月には、自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続をして保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、父親から国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する話を聞いたことはなく、当該期間当時の国民年金手帳を父親から渡されたことも見たこともないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金への切替手続及び当時の保険料額等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、

別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年9月まで

私たち夫婦は、過去の未納分の国民年金保険料を一括納付できる制度があることを区報で知り、区役所で国民年金の加入手続を行い、未納分の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を一括納付したとする申立人の妻は、納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人に係る昭和37年4月から45年9月までの保険料が第2回特例納付により納付され、48年10月から50年11月までの保険料が過年度納付及び現年度納付により納付されていることが確認でき、申立人は、国民年金に加入手続をした50年12月時点で、特例納付、過年度納付及び現年度納付をしなければ年金の受給資格期間の22年を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を特例納付及び過年度納付したと考えられるなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年9月まで

私たち夫婦は、過去の未納分の国民年金保険料を一括納付できる制度があることを区報で知り、区役所で国民年金の加入手続を行い、未納分の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を一括納付したとする申立人は、納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人に係る昭和36年4月から42年9月までの保険料が第2回特例納付により納付され、48年10月から50年11月までの期間の保険料が過年度納付及び現年度納付により納付されていることが確認でき、申立人は、国民年金に加入手続をした50年12月時点で、特例納付、過年度納付及び現年度納付をしなければ年金の受給資格期間の25年を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を特例納付及び過年度納付したと考えられるなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年1月まで

私は、昭和41年に婚姻し、転居先の自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。実家に戻って家業を手伝っていた時は両親が妹の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和41年10月から43年3月までの期間については、申立人は、婚姻後に居住していた市において国民年金の加入手続をした記憶は無いと説明している上、申立人は郵便局で保険料を納付したとしているが、当該市の納付書による納付制度は、当該期間後の47年4月から実施されていることなど、申立人が当該市において保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、申立人が実家に戻った昭和43年4月から46年1月までの期間については、申立人は自身の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、家業の税務処理を受託していた会計事務所でも、当時の帳簿は既に返却していることから当時の状況は分からないと説明していること、申立人は、申立人と一緒に家業を手伝っていたとする妹の保険料と一緒に両親が納付してくれていたと説明しているが、妹の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和51年3月ごろに払い出されており、当該期間当時は国民年金に未加入であったことなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号は昭和 52 年 1 月に払い出され、年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が 48 年 12 月と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であった上、申立人は申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月

私は国民年金に加入後、国民年金保険料を忘れずに納付してきた。申立期間については、保険料の還付を受けたことになっているが還付された記憶がない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付書及び口座振替で重複納付されたことは確認できるものの、当該重複納付による保険料の還付の処理は、オンライン記録から、還付金額、送金(支払)通知書作成年月日及び振込支払金融機関の口座番号等が明確に確認でき、当該口座番号は、申立人の所持する口座振替の領収証書から保険料の口座振替先金融機関の口座番号と一致していることが確認できるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月及び同年 5 月、60 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 3 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 60 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 61 年 3 月から 62 年 1 月まで

母は、私の国民年金の加入手続を行い、未納なく国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が不明確である上、申立人が居住する市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び受付台帳により、申立人は平成元年 3 月に国民年金に加入した際には、資格取得日を昭和 62 年 12 月とされていたことが確認できる。

また、申立期間は、いずれも平成 4 年 4 月に資格得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 3 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年4月までの期間及び57年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年4月まで
② 昭和57年9月から61年3月まで

私は、会社を退職後、国民の義務として国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料について督促状を受け取った憶えは無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期について記憶が曖昧である上、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳、申立期間当時に申立人が居住していた市の国民年金被保険者記録票及びオンライン記録から、申立人が任意加入した日は昭和53年5月24日となることが確認でき、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、上記年金手帳及びオンライン記録から、当該任意加入被保険者資格が昭和57年9月9日に喪失していることが確認でき、同日以降第3号被保険者となる前の61年3月末までの当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、任意加入被保険者の資格喪失は基本的に被保険者からの申出により処理されるものであり、資格喪失後は納付書が発行されないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの期間及び48年7月から49年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和48年7月から49年4月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間より前の昭和46年まで申立人及びその両親と同居し、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたと説明している申立人の姉も、申立期間後の51年3月まで未納及び未加入となっているなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年8月まで
私の夫は、私の申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人は、申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立期間直後の平成5年9月から7年9月までの保険料は、7年9月及び8年7月に過年度納付されており、7年9月納付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 9 月まで

私は、母親が区役所で加入手続をして、家族 4 人分の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、母親が保険料を納付していたとする申立人の兄も申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 2 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 52 年 6 月まで

私は、母から「国民年金は 20 歳から加入する義務がある」と聞いていたので、20 歳の時、自分で国民年金への加入手続をして、アルバイトをしながら国民年金保険料を 3 か月毎に郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の、国民年金の加入手続を行った時期や住所変更の手続等に関する記憶は曖昧である上、申立人の主張する保険料の納付方法は当時の納付方法と異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 9 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、自宅に来た勧誘員に国民年金の加入を勧められて加入手続を行い、保険料を納付した。また、転居前に居住していた区から転居後に国民年金の手帳が発行されるはずがなく、記録がおかしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出され、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間のうち厚生年金保険の期間を除く昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料が未納である。また、申立期間の直後の期間を過年度納付した 43 年 6 月時点では、申立期間のうち 41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は別の国民年金手帳を所持した記憶はないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

私は、昭和44年8月に市役所で国民年金の加入手続をし、私の母が申立期間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、社会保険庁の国民年金手帳の記号番号払出簿では、申立人の手帳記号番号が申立期間より後の昭和49年12月に払い出されたことが確認できるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から10年12月まで

私は、平成8年8月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が当時居住していた区が保管する平成8年度国民年金保険料収納一覧表（平成9年5月31日時点で作成）には、同年度に保険料を納付した者の収納記録が記載されているが、申立人に係る記載は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5977

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和43年11月に私が婚姻するまで、私の国民年金保険料を納付してくれた。婚姻後は、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、婚姻後の保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である。また、国民年金手帳の記号番号払出簿では、申立人の手帳記号番号は昭和 39 年 3 月に払い出された後、不在処理され、申立期間後の 47 年 9 月に所在が判明したことが記録されており、その間、区の集金人が訪問していなかったと考えられる上、申立人の夫は、申立期間の一部が未納及び未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年11月まで

私は、夫婦一緒に出張所で特例納付制度を利用してさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、特例納付した納付額及び納付期間に関する記憶が不明確である上、申立人は、申立期間直後の昭和42年12月から47年9月までの58か月分の保険料を第2回特例納付により納付していることは確認できるものの、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
私は、母から私の国民年金保険料を市役所に直接納付していたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 41 年 4 月に払い出されており、申立人は、母親からさかのぼって申立期間の保険料を納付したと聞いた記憶は無いとしているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から56年3月までの期間及び57年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年6月から56年3月まで
② 昭和57年1月から62年3月まで

私は、子供が生まれた数年後に国民年金の加入手続きを行い、20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は、妻が保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうち申立人が、保険料を一括納付したとする期間については、申立人は、一括納付したとする保険料額及び納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年10月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち保険料を一括納付したとする期間後の期間及び申立期間②については、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、申立人の妻は、婚姻した昭和42年7月から58年9月までの期間については、自身の保険料が未納である上、58年10月から62年3月までの期間については、自身の保険料が申請免除であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、私が就職するころに、学生期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、オンライン記録により、申立人は、平成 18 年 3 月 14 日に国民年金の資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入であるため、制度上、保険料を納付することができないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録はなく、申立人の基礎年金番号は共済組合の記号番号が付番されたものであり、申立人は父親から国民年金手帳を渡された記憶も無いなど、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5990

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月まで

私は、会社を退職後、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、母親から自身の国民年金について聞いた記憶も無く、母親に加入手続及び保険料の納付を依頼した記憶もないと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の手帳記号番号の記載が無く、また、申立期間当時の居住地を所管する社会保険事務所において、申立人の手帳記号番号が払い出されていた記録も無いなど、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年9月まで

私は、20歳になった平成5年4月ごろ、区役所から国民年金保険料を納付するようとの資料が送付されてきたので、母親と一緒に区役所に行き国民年金に加入したが、保険料を納付することができなかつたため母親が免除申請の手続を行った。申立期間が未加入で申請免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人は申立期間の免除申請に関与しておらず、免除申請を行ったとする母親は、国民年金への加入時期、免除申請の時期等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に、従前に取得していた厚生年金保険の被保険者番号に基づく基礎年金番号により国民年金保険料の免除申請及び納付を行ったと考えられ、制度上、免除申請はさかのぼって行うことができないことから、申立期間の保険料が申請免除されていたとは考え難いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月まで

私は、夫の転勤に伴い転居先の市役所の出張所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入期間となっており、保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の金額、納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立人は昭和 37 年 11 月の転居先で社宅の幹事に保険料を納付したとしているが、当時、社宅に居住していたとする同僚社員の配偶者の保険料納付の記録も確認することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 42 年 5 月に任意加入することで払い出されており、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から56年3月まで

私は、結婚後に区役所の支所で国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料は送られてきた納付書で金融機関から納付していた。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料額、納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年5月に任意加入することで払い出されており、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5997

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明確である上、区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の申立期間当初の納付方法と合致しないなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年3月までの期間及び46年7月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から46年3月まで
② 昭和46年7月から49年5月まで

私は、婚姻した昭和42年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付時期の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年9月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの期間及び45年11月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで
② 昭和45年11月から46年3月まで

私は、国民年金に加入後、昭和47年6月にそれまで未納だった国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間②を含む昭和44年4月から46年3月までの保険料を47年6月26日に納付した領収書を所持しているが、45年10月の不足分の保険料を48年7月26日に納付した領収書も所持しており、当該2通の領収書に記載された領収金額が、納付済みと記録されている44年4月から45年10月までの期間について第1回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額に一致することを踏まえると、47年6月の納付時点では制度上時効により納付できない44年4月から45年3月までの保険料は第1回特例納付により、45年4月から同年10月までの保険料は過年度納付により納付したものであるとして保険料額を再計算し、この計算により不足することとなる45年10月の一部保険料につき納付書の発行が行われたものと考えられる。さらに、45年10月の保険料の不足分を納付した時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6007

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年2月までの期間、61年4月及び同年5月、61年7月から平成6年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から61年2月まで
② 昭和61年4月及び同年5月
③ 昭和61年7月から平成6年2月まで

私は、時期ははっきり憶えていないが国民年金の加入手続を行い、区役所及び市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の資格得喪^{あいまい}手続及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が^{あいまい}曖昧であり、居住していた区、市及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6008 (事案 1701 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年4月から46年12月までの期間及び47年1月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から46年12月まで
③ 昭和47年1月から63年12月まで

私は、国民年金に加入後は集金人に国民年金保険料を納付していた。その後は税理士が保険料を納付してくれていた。離婚後は集金人に保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の各種手続及び保険料額など国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人は、国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に集金人に納付していたと説明しているが、当該期間当時、申立人が居住していた区では、国民年金保険料と国民健康保険料の集金は別であったことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その後、当該期間について、国民年金保険料は集金人に納付していたが、国民健康保険料の納付方法についてはよく憶えていないとするなど、保険料の納付状況を説明するが、国民年金保険料を集金人に納付していたとする記憶以外の納付状況に関する記憶は曖昧であり、委員会の当初の決

定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②については、申立人及び税理士が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、税理士から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、当該期間に同居していたとする申立人の元夫も当該期間について、6 か月は申請免除期間でその他の期間はすべて保険料が未納であるなど、申立人及び税理士が当該期間の申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6009

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から53年6月まで

私は、昭和46年10月の結婚後間もなく、夫の祖母から勧められて国民年金に加入した。信用金庫で国民年金保険料を毎月納め続け、夫が厚生年金保険に加入したのを機に資格喪失したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の加入手続や住所変更の届出に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、任意加入として昭和54年8月に払い出されており、申立期間については未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの期間及び平成4年5月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年3月まで
② 平成4年5月から5年2月まで

私は、昭和48年12月に会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続きを行い、その後は未納が無いように国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間①については、国民年金の手帳記号番号が連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、オンライン記録において、平成7年12月に、当該期間の被保険者種別が第3号被保険者期間から第1号被保険者期間に記録訂正されたことが確認でき、この記録訂正時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6019

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、住み込みで働いていた職場の医師夫妻から国民年金への加入を勧められて、加入手続を行った。国民年金保険料は納付書で金融機関に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であること、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 47 年 12 月に払い出されており、当該払出時点からみて申立期間の保険料は過年度納付をする必要があるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6020 (事案 1362 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、46 年 4 月から平成 3 年 9 月までの期間及び 3 年 10 月から 4 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から平成 3 年 9 月まで
③ 平成 3 年 10 月から平成 4 年 6 月まで

私の国民年金については、夫が加入手続を行い、自身で国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付した場所に関する記憶が定かではない上、申立期間のうち、ほぼ同期間の保険料が申立人の夫も未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いとして、さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が二つ払い出されているが、いずれも保険料が未納となっており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。これに対して申立人は、自身で保険料を納付していたと主張するが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間

の保険料を納付した場所、方法等納付状況に関する記憶が定かではないと説明していることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から 46 年 4 月 1 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は脱退手当金の代理請求を行っていたと思われると回答しているとともに、当該事業所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書の写しには申立人の署名及び捺印が確認でき、申立人の意思に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 5 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 9 日から 41 年 3 月 18 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月17日から28年9月16日まで
平成20年8月に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、会社から脱退手当金の説明は無く、退職後すぐに転居したので脱退手当金の請求手続を行えない上、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳の申立人の氏名は、申立期間の脱退手当金の支給決定日である昭和29年6月1日に旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認でき、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和58年3月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から28年8月11日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人が脱退手当金を受給したとする時期は、脱退手当金の受給要件として資格喪失事由が婚姻の場合とされているところ、当時、申立人は未婚であることを踏まえると、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給決定されている上、申立人の脱退手当金は昭和28年8月11日に支給決定されており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から33年3月26日まで
平成20年にねんきん特別便が届き、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 9 月 30 日より後の同年 10 月 15 日付けで、さかのぼって 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された上記の減額訂正処理に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の事業主控えには社印が押されていることが確認できる。申立人は、「書類を書いたのは事務を委託していた社会保険労務士だったと思うが、自分が書類に社印を押した。」と供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 15 年 2 月 27 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 12 年 4 月から同年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 14 年 8 月までは 53 万円、同年 9 月から 15 年 1 月までは 28 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 15 年 3 月 1 日より後の同年 3 月 12 日付けで、申立人の標準報酬月額は、12 年 4 月から 13 年 9 月までは 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 15 年 1 月までは 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の前任の元代表取締役及び二人の元従業員は、平成 13 年ごろから給与の遅配があり、14 年 7 月ごろから給与も支給されなくなった旨供述していることから、当時、A社は、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたものと考えられる。

また、上記の二人の元従業員は、社会保険の手続は申立人が行っていた旨供述しており、上記の元代表取締役も、代表印は申立人が亡くなるまで、申立人が保管していた旨供述している。

以上のような状況から判断すると、申立人は、自らの申立期間に係る標準報

酬月額に減額に關与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に關与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 5 月 31 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低く訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年5月31日の後の同年6月15日に、さかのぼって12万6,000円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成6年6月15日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の関係者から聴取したところ、「社会保険事務については、申立人の指示に従い、経理担当者が行っていた。同社では申立人のほかには社会保険事務に関する権限を持っている者はいなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 12 年 1 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年12月31日の後の14年1月9日に、さかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、自分が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関する一連の手続を行ったと供述しており、また、同社の従業員も、代表取締役である申立人が社会保険に係る事務手続を行っていたと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月31日の後の8年3月8日に、さかのぼって18万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成8年3月8日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自分が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関する一連の手続を行ったと供述しており、また、同社の従業員も、代表取締役である申立人が社会保険に係る事務手続を行っていたと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年12月31日まで
A社で役員(監査役)として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年12月31日の後の7年1月24日に、5年9月から6年10月までは8万円に、同年11月は9万2,000円に遡及して減額訂正処理されている上、同社の代表取締役である申立人の夫についても同様に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成7年1月24日に、同社の監査役であったことが確認できる。

また、代表取締役である申立人の夫は、「同社の経理、給与及び社会保険の事務をすべて申立人に任せていた。」と供述しており、申立人も、「自分は、経理、給与及び社会保険事務担当であり、同社の代表取締役である夫に代わり、自らが事業主印を持参して社会保険事務所へ出向き、全喪に係る手続を行った。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の経理、給与及び社会保険事務に関して権限を有し、事務手続を行っていた申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許さ

れず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 12 月 31 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 9 月から 6 年 6 月までは 53 万円、同年 7 月から同年 11 月までは 36 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 6 年 12 月 31 日の後の 7 年 1 月 24 日に、5 年 9 月から 6 年 10 月までは 8 万円に、同年 11 月は 9 万 2,000 円に遡^{ぞきゅう}及して減額訂正処理されている上、同社の監査役である申立人の妻についても同様に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 7 年 1 月 24 日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「経理や社会保険事務は、監査役である妻にすべて任せていた。」と述べており、監査役である妻も「私が社会保険事務所を訪問して、厚生年金保険の全喪に係る手続をした。」と供述しているが、一方、申立人は、「A社は、厚生年金保険料を滞納していた。その件で社会保険事務所から呼出しを受け、厚生年金保険の適用事業所でなくなることを勧められた。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として当該訂正処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自

らの標準報酬月額の減額に同意しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4917

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 4 月 29 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低く訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年4月29日の後の10年3月17日に、さかのぼって14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成10年3月17日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の従業員は、申立人が同社の給与事務及び社会保険事務手続に関与していた旨を文書により回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の平成9年度滞納処分票には、同社の滞納保険料に係る、9年7月から10年3月までの期間における社会保険事務所の職員と申立人とのやりとりの詳細が記されている。

加えて、申立人は、当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理について同意し、訂正処理に必要な書類に代表者印を押したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 41 年 3 月から同年 8 月まで
③ 昭和 44 年 3 月から同年 4 月まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は同期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社は、現在は既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の当時の事業主も既に亡くなっており、また、同社の親会社においても、申立期間当時の従業員や社会保険に関する資料等は保存されていないことから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について、確認することができない。

さらに、申立期間当時にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、当時、同社では試用期間があったと供述しており、その中には、17 か月間の試用期間があり、同期間中に厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している者もいる。

申立期間②について、B社の事業主及び複数の従業員は申立人を記憶しており、期間は定かではないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和 43 年 7 月 1 日

に厚生年金保険の適用事業所になっており、同社は、申立期間②において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の事業主は、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に退職しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと供述している。

申立期間③について、申立人は同期間にC社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、C社の事業主及び照会した複数の従業員は、申立人を記憶していないと供述しており、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、C社では、申立期間当時から3か月程度の試用期間を設けており、同期間中には従業員を厚生年金保険に加入されていなかったと回答しており、また、同社の従業員も、同社には試用期間があり、同期間中に厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年12月1日から7年9月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、平成7年9月1日から10年3月1日までの申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から7年9月1日まで
② 平成7年9月1日から10年3月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成5年12月1日から7年9月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

また、ねんきん特別便によると平成7年9月1日から10年3月1日までの期間において勤務実態が無い様に記載されているが、その期間は確実に勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年9月1日）まで、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった日以降の平成8年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額について、5年12月から6年10月までの期間は19万円が8万円に、6年11月から7年8月までの期間は19万円が9万2,000円に、さかのぼって減額処理されていることが、社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は、A社の資金繰りが苦しくなり事業を休止し、そのころ

から社会保険料を滞納し、申立人自身が社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉していたと供述している。

加えて、申立人は、社会保険事務所の担当官から、A社の滞納保険料は代表取締役等の標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受け、関係書類に押印したと供述している。

以上のことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身等の標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理に関与しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人はA社に、平成7年9月1日から10年3月1日までの期間において、同社閉鎖後も勤務していたと申し立てているが、同社は平成7年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、当該期間は2年半にもおよび、申立人は事業主として厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、自らの給与から保険料控除していたとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、A社は、平成10年3月1日に、再度厚生年金保険の適用事業所として新規適用の手続がなされ、申立人は同日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 12 年 1 月 28 日まで
厚生年金保険の加入状況について、A社に勤務した期間のうち、申立期間については、当該期間の給与と標準報酬月額とが相違していることが判明した。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 3 月 21 日まで代表取締役としての在籍が同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった日以降の平成 12 年 3 月 22 日付けでさかのぼって申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 41 万円から 9 万 2,000 円に減額処理されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、A社の経営環境が悪化した際に、平成 8 年ごろから社会保険事務所と複数回にわたって滞納保険料の整理について交渉していたと供述しており、社会保険事務所の記録から、同社は、少なくとも平成 7 年 12 月以降は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、平成 12 年当時に社会保険事務所へ出向いた際に、社会保険事務所の担当者からA社の滞納保険料について、代表取締役として厚生年金保険料滞納の責任を取り、自らの標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受け、申立人自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではない

と主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 11 年 4 月 9 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 11 年 4 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、5 年 9 月 7 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録は、4 年 4 月から 5 年 9 月までの期間については、53 万円から 8 万円へとさかのぼって訂正されており、11 年 6 月 7 日付けで、3 年 6 月から同年 9 月までの期間については、53 万円から 11 万 8,000 円に、同年 10 月から 4 年 3 月までの期間については、53 万円から 8 万円にそれぞれさかのぼって訂正されており、また、4 年 4 月から 6 年 10 月までの期間について、8 万円と記録されていた標準報酬月額及び 6 年 11 月から 11 年 3 月までの期間について、9 万 2,000 円と記録されていた標準報酬月額が、同年 6 月 7 日付けで一度取り消されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票から、同社は、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

また、当該滞納処分票から、経理担当役員であった申立人の妻が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認でき、申立人は、「社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を過去にさか

のぼって引き下げれば、保険料の滞納分を解消できるとの提案を受け、それに同意して、関係書類に代表者印を押印したことを覚えている。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額を減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年4月9日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から11年4月9日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から6年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録によると、平成5年9月7日付けで、申立人の4年4月から5年9月までの標準報酬月額の記録が、53万円から8万円にさかのぼって訂正されているとともに、5年10月1日の算定の記録(53万円)が取り消されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、当該訂正処理が行われた日は、取締役であることが確認できる。

また、申立人は、自らのA社における業務を社会保険に関する事務等の担当であったと供述している。

さらに、A社の代表者(申立人の夫)は、同社の社会保険事務は、申立人に任せていたと供述していることから、申立人は、同社において社会保険に関する事務等を担当する役員であり、社会保険業務に主導的な役割を果たしていた

ことがうかがわれ、標準報酬月額が減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理担当取締役として自らの標準報酬月額が減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

他方、申立期間のうち、平成6年10月から11年3月までの期間については、申立人は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、自分が受けていた報酬額より著しく低額であると申し立てている。

しかし、A社の代表者（申立人の夫）は、「同社の社会保険事務は、申立人に任せていたため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答しており、申立人は、「A社の社会保険関係の事務は、自分が担当していたが、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は残っていない。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険の事務手続は、Bセンターに依頼していた。」と供述していることから、Bセンターに照会したところ、申立期間当時のA社に関する資料は既に破棄しているため、確認することができないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書及びA社の従業員の供述により、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「自分は、昭和 47 年に同社に入社したが、1年後の 48 年 4 月から厚生年金保険に加入している。」と供述していることから、同社では、入社後一定期間は、厚生年金保険に加入させない取扱いを行うこともあったことが推認できる。

また、申立人が申立期間当時のものであるとして提出した給料支払明細書のうち、昭和 46 年 2 月分と記載されている給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除の記載が無く、同年 4 月分、同年 5 月分、同年 7 月分及び同年 8 月分の給料支払明細書には、健康保険料と厚生年金保険料の控除の記載はあるが、当該控除額は、社会保険事務所に記録されている申立人の 47 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額に当時の料率を乗じて得た健康保険料及び厚生年金保険料の控除額と一致する。

さらに、昭和 46 年 9 月分から同年 12 月分の給料支払明細書に記載されている基本給の金額が、47 年 6 月分の給料支払明細書に記載されている基本給より高額となっているなど、不自然な点がみられ、これらの給料支払明細書を申

立期間当時のものであると裏付けることができない。

加えて、A社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主に申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から 54 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A病院（現在は、B診療所）に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間については、C社及びD社において、厚生年金保険に加入した記録があるが、A病院においても、薬剤師として勤務し、報酬をもらっていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院における同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、B診療所は、当時の院長は既に死亡しており、従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することはできないと回答している。

また、社会保険事務所のA病院の被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人の従業員は、「当時の同病院では、院長及び事務長が従業員の厚生年金保険の加入を決めており、勤務実態がありながら厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と供述しており、もう一人の従業員は、「申立人は、同病院では、週3日しか勤務していなかった。」と供述している。

さらに、A病院の全従業員を対象に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同病院で厚生年金保険に加入しながら、同時に他の事業所で厚生年金保険に加入している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。同社の従業員の紹介により現場事務所で面接を受けて入社し、昭和 46 年 6 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に現場作業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、当時のA社の事務担当者は、「同社で厚生年金保険に加入していたのは、本社で面接を受けて採用された従業員及び同社の前身会社であるB社から社長が直接連れてきた従業員に限られており、申立人のように現場事務所で面接を受け、採用された従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されている従業員のうち、連絡が取れた 23 人全員が、本社で面接を受けた従業員及びB社からA社に移籍した従業員のいずれかであることが確認できた。

また、当該被保険者名簿には、申立人及び申立人をA社に紹介した従業員の氏名の記載が無く、健康保険の番号に欠番は無い。

さらに、A社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 7 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届出た金額と相違していることが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 7 月 21 日より後の 8 年 3 月 14 日付けで、申立人の標準報酬月額は、2 年 6 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円が 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 6 月までの期間は 59 万円が 9 万 2,000 円にそれぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。また、同謄本から、当該訂正処理が行われた時期に監査役であったことが確認できる申立人の妻は、「自ら社会保険事務所に出向き、担当者から、標準報酬月額を引き下げることにより、社会保険料の滞納分を解消する旨の説明を受けた」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 9 年 1 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 1 月 20 日より後の同年 1 月 24 日付けで、申立人の標準報酬月額は、当初 2 年 9 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 8 年 4 月までの期間は 59 万円、同年 5 月から同年 12 月までの期間は 32 万円と記録されていたが、9 万 2,000 円にそれぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。また、同社の経理担当であった従業員は、同社において事務に従事していた者は、自分と申立人だけであり、自分は標準報酬月額の遡及訂正の手続について、一切関与しておらず、度々社会保険事務所の職員が来社し、申立人がその対応をしていたと供述している。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標

準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月から33年9月まで
② 昭和34年2月から同年12月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB教習所に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の代表取締役の関係者は、期間までは覚えていないが、申立人が同社に勤務していたと供述している。しかしながら、同社においては当時の資料が無く、厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、申立人は、A社に採用される際に、以前に勤務していた事業所において厚生年金保険に加入していた厚生年金保険被保険者証を提出したとしているものの、申立期間②の後に加入した事業所では、新たな厚生年金記号番号が付番されていることが確認できる。

また、社会保険事務所のA社における厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員に照会したところ、そのうち1名は申立人の勤務について記憶しているが、勤務期間は不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿には申立人の記録が無いものの、欠番は無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②については、社会保険事務所の記録により、B教習所は、昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年2月から同年3月31日までの期間については、適用事業所となっていない。

また、B教習所が、昭和34年9月17日付けで発行した指導員之証から、期間は定かでないが、申立人は同教習所に勤務していたことが確認できる。

さらに、昭和34年12月2日にB教習所からC社に移籍した従業員25名のうち、16名については、同教習所において厚生年金保険の加入記録が無いことから、同教習所では、一部の従業員のみを加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から41年1月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の代表者は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については、不明であると供述している。

また、A社の当時の役員は、申立人が給与の手取りを増やすため、時期までは覚えていないが、厚生年金保険の加入を中断した期間があったと供述している。

さらに、申立期間当時、A社において雇用保険の加入記録がある従業員10名については、いずれも雇用保険及び厚生年金保険の加入期間が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和54年3月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和54年3月1日に入社後、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和54年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の代表者は、申立人と同時に入社した当時の従業員数は5人未満であるため、会社設立当初、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしておらず、厚生年金保険料を控除したのは、昭和54年10月1日に会社が任意包括適用事業所の認可を受け、当該適用事業所になってからであると供述している。

さらに、申立人は、A社に入社してから資格取得までの間において、厚生年金保険料を給与から控除されてはいなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 21 日から 61 年 10 月 1 日まで

② 昭和 59 年 8 月 21 日から平成 16 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社グループ(同社は各課等セクションごとに厚生年金保険の適用事業所として届け出ているグループ会社)に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、入社後6か月の試用期間を経て、昭和59年8月21日から正社員として勤務していたので、申立期間①も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、A社グループに正社員として勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与額に相当する標準報酬月額となっていないので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社グループの人事担当部門の回答書により、申立人が昭和59年1月21日から平成20年7月14日まで継続して同社グループに勤務していたことは推認できる。

しかし、A社グループでは、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入の有無は確認できないとしているものの、同社グループで申立人の給与管理を担当しているB社が保有していた申立人に係る給与所得源泉徴収票により、申立期間①のうち、昭和60年については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されおらず、61年10月から12月の3か月については、社会保険庁に記録された

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、同社グループは、申立期間当時、従業員の出入りの激しい遊興業の事業も展開しており、厚生年金保険への加入は任意だったとしている上、照会した複数の同僚について、回答のあった4人のうち3人は、期間がはっきりしないものの入社後一定の試用期間があったとしており、もう一人は、試用期間についてはわからないが入社後31か月は厚生年金保険の加入記録が無いと供述している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和61年10月1日から平成20年5月20日となっており、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について明確な記憶が無く、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社グループに勤務した期間のうち、昭和59年8月から平成16年7月までの標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和59年8月21日から61年10月1日までの期間は、前述の申立期間①のとおり、申立人は、厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和61年10月1日から平成16年8月21日までの期間は、A社グループで申立人の給与管理を担当していたB社が保有していた源泉徴収票の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が社会保険庁に記録された標準報酬月額とおおむね一致していることから、事業主は、当該期間の申立人の給与において、社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

さらに、申立人と同種の仕事をしていた同僚の社会保険事務所の記録を見ると、昭和63年10月から平成15年8月までの標準報酬月額は18万円から22万円となっており、申立人と同水準であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで

社会保険庁の厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。A社では、前代表取締役が失踪後、代表取締役として勤務したが、前代表取締役からは、このようにさかのぼって、標準報酬月額を引き下げる相談及び説明は一切無く、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）後の7年10月5日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が訂正され引き下げられており、申立人の標準報酬月額の記録については、元年10月及び同年11月は47万円から10万4,000円に、同年12月から4年12月までは53万円から10万4,000円に、5年1月から6年10月までは53万円から8万円に、6年11月から7年7月までは56万円から9万2,000円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、A社は、平成6年ごろから売り上げの減少等により、資金繰りが悪化し、社員の給料の遅延がでるなど、経営環境が悪化し、同年7月ごろから社会保険料を納付できなくなり、社会保険事務所から滞納保険料の督促を受ける状況になったものと推認できるほか、申立人は、「平成7年に入り、前代表取締役は社員全員を集め、社会保険料を納付できなくなったことを伝えるとともに、健康保険から国民健康保険に切り替えてほしいことを話された」と申し立てているが、この時点では、申立人は、同社の取締役かつ工場長である。

また、A社は、平成7年8月に入り、前代表取締役が突然、失踪したのに引き続き倒産、任意整理となるとともに、申立人が代表取締役に選任され就任(就任は平成7年8月18日)し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年8月31日以降、同年10月5日の記録の訂正処理日までの間においても、引き続き同社の代表取締役に就いていたことが、商業登記簿で確認できる。

さらに、申立人は、前代表取締役から社会保険料の滞納及び督促に伴う、記録訂正に係る相談等は受けていなかったことを申し立てている一方で、代表取締役に就任した後、記録訂正処理までの間において、社会保険事務所から記録訂正処理について、はっきりした記憶が無いが、説明を受け、同意していたかもしれないとも供述している。

加えて、A社の同僚5人に照会したところ、3人から回答があり、いずれも給料の遅延を始め、社会保険料の滞納及び督促があったことを回答している上、このうち一人は、保険料の滞納及び督促に伴い、その解消措置として社会保険事務所から報酬をさかのぼって引き下げる旨の打診があったことも回答していることから、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額についても同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険事務所から自身を含め6人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるとの説明を受け、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
社会保険庁の記録によれば、代表取締役として、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 7 月 31 日）後の同年 9 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、13 年 3 月から 14 年 6 月までの期間について、62 万円から 11 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人の提出した「給料台帳」から、申立期間の一部ではあるが、標準報酬月額 62 万円に相当する社会保険料が控除されていることが確認できる上、当時社会保険料の滞納はなかったと申立人は主張している。

しかし、管轄の社会保険事務所から提出された平成 14 年 10 月 18 日付けの「債権差押調書」等、社会保険料の口座振替銀行発行の「預金取引明細表」及び会社関係者の証言等により、申立期間当時、A社に厚生年金保険料の滞納が生じていたことが認められる。

さらに、申立人は、A社の社会保険関係手続の担当者は自身であり、会社の実印は自身が管理していたと供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたものとは考え難く、申立人自身が標準報酬月額の減額処理の届出を行ったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から 35 年 12 月まで
② 昭和 36 年 3 月 30 日から 39 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 33 年 6 月ごろからA社に勤務していたと申し立てているところ、複数の従業員の供述から、正確な勤務期間は不明であるが、申立期間にも同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 36 年 1 月 1 日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所にはなっていない。

また、B社では、A社当時の資料は保存しておらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明としている上、平成 20 年 11 月 19 日付けで発行した申立人に係る在職証明書についても、昭和 33 年 6 月からの勤務を証明しているのは、申立人に言われたままの内容で作成したものだと思いと供述している。

さらに、昭和 36 年 1 月 1 日にA社が厚生年金保険の適用事業所となったと同時に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 5 人のうち、住所が判明した 3 人に照会したところ、全員から回答があり、このうち、厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していた従業員の一人は、厚生年金保険の適用事業所になる前に厚生年金保険料の控除はなかったと思う

と回答している。

加えて、申立人は、具体的な勤務期間について記憶しておらず、厚生年金保険料の給与からの控除についても不明としている。

申立期間②について、申立人は、昭和36年3月30日以降もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社では、上記申立期間①と同様の理由から、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、上記の在職証明書についても、昭和39年9月までの勤務を証明すると記入したのも、申立人に言われたままの内容で作成したものと思うと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同社に勤務していた従業員11人のうち、住所の判明した6人に照会したところ、全員から回答があり、その中の一人は、昭和36年4月に入社したのは、申立人が同年3月で退職する代わりということで紹介されたので、一緒に勤務していないと回答しており、別の一人は、昭和37年5月に入社したが、申立人のことは知らないと回答している。

さらに、申立人は、「結婚する2か月から3か月前にA社を辞めたと思う」と供述しているが、申立人に係る戸籍謄本によると、申立人の婚姻の日付は、昭和36年5月*日となっている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

加えて、A社の同僚5人に照会したところ、3人から回答があり、いずれも給料の遅延を始め、社会保険料の滞納及び督促があったことを回答している上、このうち一人は、保険料の滞納及び督促に伴い、その解消措置として社会保険事務所から報酬をさかのぼって引き下げる旨の打診があったことも回答していることから、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額についても同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険事務所から自身を含め6人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるとの説明を受け、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月10日から36年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもB社の下請けであるA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和35年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月10日に資格を喪失後、36年6月1日に再度資格を取得していることが確認できる（同日付で雇用保険の被保険者資格も取得）。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入に係る資料は無く、当時の事業主も死亡しており、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における当時の同僚12名の氏名を記憶しており、このうち住所が判明した5名に照会したところ、4名から回答があり、いずれも申立人が申立期間においてもA社に勤務していたことは覚えているが、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員3名に照会したところ、1名から回答があったが、申立人のことを覚えていない上、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについても不明であるとし

ている。

加えて、申立期間当時の社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含め整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られず、被保険者資格の取得時及び喪失時のいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から22年12月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和21年6月7日に入社し、その後、同社がC社に社名を変更した後も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和21年6月7日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格喪失後、22年12月1日にC社における被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、B社の資料により、A社は、昭和21年に会社経理応急措置法（昭和21年法律第7号）に基づき特別経理会社に指定されたことが確認でき、当時、同社の経理担当部署で勤務していた者は、「A社は、昭和21年末に、C社を含む3つの会社に分かれた。」と供述している。さらに、申立人と同時期にA社で勤務していた従業員の一人名は、「昭和21年10月ごろに新会社への移籍話があって、新会社での勤務の希望の有無を聞かれたが、自分は移らなかった。」と供述している。

一方、社会保険事務所の記録では、昭和22年12月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、全員が21年10月1日にA社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間において勤務していたのは、A社ではなく、その事業の一部を承継したC社であったと認められる。

そして、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和22年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所で無いことが確認できる。

また、申立人と同様に、昭和21年10月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、22年12月1日にC社における被保険者資格を取得している従業員の一人名は、同社から支給された昭和22年2月分の給料の袋を所持しており、当該給料袋によれば、当該従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 5 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 5 月 16 日までの標準報酬月額が実際に支給された給与よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日より後の同年 5 月 17 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 30 万円が 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人及びA社の経理を担当していた従業員は、申立期間当時に数か月分の厚生年金保険料等の滞納があった旨供述している。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員からの提案を受け、滞納保険料の整理のために、自分の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することについて同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月2日から23年4月1日まで
② 昭和24年7月20日から25年12月ごろまで
③ 昭和29年1月7日から32年9月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③において加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②については、A社に、申立期間③については、B社又はC社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の供述から、入社時期は明らかでないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年4月1日であり、申立期間①において適用事業所でないことが確認できる。

また、上記の元従業員のうち、昭和22年12月ごろからA社に勤務していた者は、「会社が厚生年金保険に加入する前は、自身の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

申立期間②については、複数の元従業員の供述から、退社時期は明らかでないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和25年5月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②のうち、同日から同年12月ごろまでの期間においては、適用事業所で無いことが確認できる。

また、A社の元従業員は、「ドッジ・ライン（昭和24年3月に実施された金融引締め政策）によって設備投資が打切りになり、申立期間②当時、A社の

経営状況が急に悪くなった。」と、別の元従業員は、「当時、会社の経営状況が悪くなり、同社の下請会社に行かされる従業員が大勢いた。」と供述しており、社会保険事務所の記録では、複数の従業員が昭和 24 年中に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

そして、申立人も、「会社の経営状況が悪化したため、A 社の下請の会社の社員になったことがある。」と供述している。

申立期間③について、申立人は、B 社又は C 社に勤務したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B 社及び C 社は申立期間③において、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、当時の代表者及び同僚の名前を覚えていたが、いずれも死亡又は連絡先不明のため、これらの者から、申立人の B 社又は C 社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿(労働者名簿)により、申立人は、申立期間より前の昭和26年1月20日から同社に勤務していたことは確認できる。

一方、厚生年金保険法(昭和16年法律第60号)の改正により、昭和28年9月1日に、常時5人以上の従業員を使用する建設業の事業所が、厚生年金保険の適用事業所に追加されたところ、社会保険事務所の記録では、A社は同日(以下「新規適用日」という。)に厚生年金保険の適用事業所となっており、また、このときに5人の従業員が厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これについて、申立期間当時、A社において経理を担当していた従業員は、「当時、厚生年金保険に加入するかどうかは任意であり、5人以上加入すればよいという話だったので、とりあえず一家に一人ということで、5人加入させたと思う。加入する前に、従業員の給与から保険料を控除することはない。」と供述しており、このことは、新規適用日と同日に厚生年金保険に加入しているのは、それぞれ別世帯であった創業者の長男、次男、三男、長女の子供及び当該経理担当者の合計5人のみであることも符合する。

そして、申立人の兄及び申立人より年長である従兄弟(創業者の長男の長男)についても、A社の上記社員名簿(労働者名簿)において勤務は確認できるが、新規適用日と同日には、厚生年金保険に加入していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月30日から28年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和28年4月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年4月30日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の業務を継承したB社の保管している当時の労働者名簿により、申立人は、A社に昭和27年3月2日に入社し、同年7月30日に退職したことが確認できることから、B社は、申立人は申立期間においてA社に勤務していなかったと回答している。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、昭和 49 年 5 月から申立期間を含め 51 年 8 月末日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同時期に入社した 3 人の同僚は、いずれも 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているなど同社における加入記録が有り、自分だけ無いのは納得できない。」として申し立てている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、昭和 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同庁の記録から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる 24 人の従業員（申立人が記憶していた上記 3 人の同僚を含む。）について、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、これらの従業員に係る原票の整理番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人に係る原票が無いものの、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の事業主は、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない旨供述している。

加えて、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により申立期間当時取締役であったことが確認でき、申立人が記憶していた当時の上司は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和50年8月1日時点で、申立人は既に同社を退職していた。」旨供述している。

また、申立人が記憶していた上記3人の同僚に、申立人のA社における退職日等を照会したものの、記憶があいまいであり、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日が昭和49年7月21日、離職日が50年4月20日であることが確認でき、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 9 年 6 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 12 月から 5 年 2 月までの期間は 50 万円、同年 3 月から同年 7 月までの期間は 53 万円、同年 8 月から 9 年 2 月までの期間は 50 万円、同年 3 月から同年 5 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 9 年 6 月 28 日以降の同年 7 月 23 日に、4 年 12 月から 6 年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月から 9 年 5 月までの期間は 9 万 2,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 4 年 12 月 1 日から 9 年 6 月 28 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社が、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述している。

加えて、申立人は、A社の経営状況の悪化に伴い、平成 9 年 6 月ごろに弁護

士に任意整理事務を依頼した旨供述しているところ、他方では、申立人は、同年7月ごろに社会保険事務所から呼出しを受け、同社の社会保険事務を委託していた社会保険労務士と共に同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の説明を受けたことを認めている。また、当該社会保険労務士は、同事務所の担当職員の説明について、「標準報酬月額をさかのぼって減額し、滞納保険料を清算することであると認識しており、その旨申立人にも説明したと記憶している。」旨供述している。このことから、同社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して、同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに基づき、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出が行われたものと考えるのが自然である。

なお、申立人は、「弁護士に任意整理事務を依頼した際に当社の代表者印も預けたので、標準報酬月額の減額についての届出の届出の手続は行っておらず、届出書類の該当欄に記名・押印もできない状況であった。」旨主張しているものの、A社から任意整理事務を依頼されていた上記弁護士は既に死亡しているため供述が得られず、当該事務に係る当時の状況等について確認することができない。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 5 月から同年 11 月までの期間は 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 12 月 16 日以降の 12 年 3 月 1 日に、申立人を含む 2 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9 万 2,000 円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 11 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の記録では、同社が平成 10 年 4 月、同年 8 月、11 年 9 月及び同年 11 月の 4 か月分の厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していることが確認でき、12 年 2 月ごろには当該滞納保険料の納付について申立人と社会保険事務所の担当者が交渉を行うなどの記載があり、その支払に苦慮していたことが認められる。

加えて、A社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成10年4月、同年8月、11年9月及び同年11月の4か月分の社会保険料について振替が確認できず、当該振替不能金額の合計額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記事を基に算定した、申立人を含む二人の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、A社の代表者印は自分か妻が管理していたが、標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自身等の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 10 日から 51 年 3 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には運転手として申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書、B法人から提出のあった申立人に係る登録原簿等から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社では、申立期間当時の従業員の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 50 年 3 月 1 日であることが確認できるところ、当時の同社の社会保険事務担当者は、申立人は雇用保険被保険者となった同日に同社において正社員になったのではないかと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和 51 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員について、正社員になったと供述している時期から当該被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも 7 か月ないし 12 か月となっていることが確認できる。また、これらの従業員の、同社において正社員になってから厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、記憶があいまいであり、これを

確認できる給与明細書等も無い。これらのことから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、正社員になってから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、A社が加入していたC厚生年金基金において、申立人に係る厚生年金基金の加入記録を確認したところ、申立人は、昭和51年3月21日に資格取得していることが確認でき、これは社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致している。

また、上記社会保険事務担当者は、申立期間当時、同社には約150人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は104人しかおらず、このことから同社では、申立期間当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 29 日から 58 年 9 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 54 年 3 月に解雇されたが、同社との合意（和解協定）により 57 年 12 月 28 日に当該解雇は撤回され、その後すぐに職場復帰したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった辞令簿（写し）には、同社が昭和 57 年 12 月 28 日付けで、「申立人に対する昭和 54 年 3 月 12 日付けの解雇発令を取りやめる。申立人の願いにより職務を解き退職を承認する。」旨記載されている。また、同辞令簿には、同社が 58 年 9 月 28 日付けで、「申立人を頭書の通り採用する。」旨記載されている。同辞令簿におけるこれらの記載からは、申立人の申立期間における勤務の実態等について確認することができない。

また、A社等と申立人等との間で昭和 57 年 12 月 28 日に合意された和解協定書には、「会社は申立人に対する昭和 54 年 3 月 12 日付け解雇の意思表示を本日撤回し、申立人は原職復帰し、本日をもって会社を依願退職する。」旨及び「会社は昭和 58 年 9 月 28 日付けで申立人を現業職員として再雇用する。」旨の合意事項が確認でき、これらはA社から提出のあった上記辞令簿の記載内容と一致している。

さらに、申立人が記憶していた当時のA社の上司は、「申立人のA社への職場復帰は昭和 58 年 9 月 28 日であり、57 年 12 月 28 日の同社による申立人に係る解雇撤回後すぐに申立人を厚生年金保険に加入させた事実は無いと記憶している。」旨供述している。

加えて、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の被保険者期間が昭和41年7月16日ないし57年12月28日及び58年9月28日ないし平成4年2月20日であることが確認でき、これは、社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B出張所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同出張所に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の従業員の供述、申立人によるA社B出張所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B出張所は、昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社では、申立期間当時のB出張所の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

さらに、申立期間当時のA社B出張所における申立人の上司の関係者及び社会保険事務担当者はいずれも、「申立期間当時、申立人を含むB出張所の従業員は、厚生年金保険や雇用保険に加入しておらず、医療保険についてもC国民健康保険組合に加入していた。」旨供述している。

加えて、上記申立人の上司の関係者から提出のあった、申立期間当時のA社B出張所の従業員に係る名簿から、申立期間同時に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員は、「自分は、A社B出張所に勤務していた当時は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述して

いる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

社会保険庁の戸別訪問（2万件調査）により、A社に代表取締役として勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 3 月 1 日以降の同年 3 月 5 日付けで、5 年 3 月から 6 年 9 月まで 53 万円、6 年 10 月から 7 年 3 月まで 56 万円がそれぞれ 9 万 2,000 円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、平成 7 年 4 月に 3 人の従業員が退社したため、以後同社では、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、平成 7 年 4 月に申立人の標準報酬額を 56 万円から 9 万 2,000 円に下げる月額変更届を行い、その後、7 年及び翌 8 年の算定届も 9 万 2,000 円で届け出ていることが確認でき、同社に一人残った申立人が標準報酬月額の変更手続を行っていたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年9月30日まで
社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に経理担当の専務取締役として勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年9月30日以降の同年10月25日付けで、11年10月から12年8月まで30万円が9万2,000円に遡及^{そきゆう}して訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、同社の従業員は、「申立期間当時、給与の遅配や分割払いもあった。自分も同社に金を貸したが、返してもらっていない。」と供述しており、さらに同社の取引銀行の振替口座の預金移動明細表により、平成12年2月以降、社会保険料の引き落としが無いことが確認できることから、申立期間当時、同社では厚生年金保険料を滞納していたと推認できる。

さらに、同社の従業員は、「社長は建築士で経営は分からないため、申立人が社印を管理し、会社を動かしていた。」と供述していることから、申立人は経理担当の取締役として社会保険事務について権限を有しており、当該標準報酬月額^{そきゆう}の遡及訂正に関与したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主

張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年3月31日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に代表取締役として勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年3月31日以降の同年4月23日付けで、3年4月から5年2月まで53万円が8万円に遡及訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、同社の元営業部長は、「在職中たまに給料の遅配があり、事業主から資金が無いから閉鎖すると言われたのでいずれ倒産すると思った。」と供述している上、同社の取引銀行の口座振替指定口座の預金元帳に平成4年12月10日以降、厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月31日までの期間に厚生年金保険料の口座引き落としが無いことが確認できることから、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、同社の元営業部長は、「厚生年金保険の適用事業所の喪失手続きを行ったのは代表取締役だと思う。標準報酬月額の遡及訂正についても代表取締役が知っていたはずだ。」と供述していることから、代表取締役であった申立人

が関与せず^{そきゅう}に当該遡^{そきゅう}及訂正が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所B地区委員会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同地区委員会に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「経歴報告書」、「C新聞の掲載記事」、A事業所B地区委員会の回答、同僚の供述等から、申立人が申立期間当時、B地区委員会に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所B地区委員会は、昭和 46 年以前の厚生年金保険の被保険者資格取得届、喪失届など、社会保険に係わる資料を保存していないと回答しており、申立人の元同僚も、「多分、当時の指導部と話し合いをして何らかの事情で厚生年金保険に加入しなかったのではないかと思う。」と供述しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所の保管するA事業所B地区委員会に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同B地区委員会は、昭和 42 年 11 月 14 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管するA事業所D地区委員会の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、A事業所B地区委員会で厚生年金保険に加入していた8人はいずれも、昭和 39 年 9 月から 42 年 5 月までの間に同D地区委員会で厚生年金保険に加入し、同D地区委員会が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 42 年 10 月 30 日まで厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、申立人は、同D地区委員会で厚生年金保険の加入記録は無い。

また、社会保険事務所の保管する A 事業所 B 地区委員会に係る厚生年金保険被保険者名簿には欠番が無い。

加えて、申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、給与明細書等は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 35 年 10 月まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の供述により、期間は定かではないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時の資料は保存していないとしながらも、申立期間当時の同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、「入社すればすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、給与の手取り額が減るのを嫌って加入しない人もいた。女性従業員の厚生年金保険への加入の取扱いについては、男性と女性の勤務時間の違いも関係していた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 35 年 7 月 27 日に初めて女性従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、それ以前から勤務していた女性の同僚 4 名についても申立人と同様に厚生年金保険の記録が無いことから、同社では申立人の申立期間当時、ほとんどの女性従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を努めていたA社は、平成 14 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日後の同年 6 月 11 日を処理日として、12 年 7 月から同年 9 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 14 年 1 月までは 62 万円が 9 万 8,000 円に、さらに、同年 8 月 8 日を処理日として、11 年 9 月から 12 年 6 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に遡及により減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた日において当時同社の代表取締役であることが確認できる上、同社が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、また、自らが、社会保険事務所において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行ったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで
代表取締役を務めた A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間中に受け取っていた報酬額と異なるので、同期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日後の同年 3 月 7 日を処理日として、6 年 4 月から同年 10 月までは 53 万円が 9 万 8,000 円に、同年 11 月から 7 年 1 月までは 59 万円が 9 万 8,000 円に遡及により減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 7 年 3 月 7 日の標準報酬月額の遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、代表者印は、会社整理を依頼した弁護士に平成 7 年 2 月に渡したので、訂正処理日の同年 3 月 7 日時点では手元になかったと供述しているが、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者であった者は、申立人、申立人の妻及び従業員 2 名であるところ、同社の従業員は、申立人の妻については会社の事務に関与しておらず、従業員 2 名は現場の作業員であったと供述していることから、申立人が同社において社会保険に係る事務を行っていたと考えるのが自然であり、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 7 年 5 月 1 日まで
代表取締役を務めた A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間中に受け取っていた報酬額と異なるので、同期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 7 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日後の同年 10 月 6 日を処理日として、5 年 9 月から 6 年 10 月までは 53 万円が 8 万円に、同年 11 月から 7 年 4 月までは 59 万円が 8 万円に遡及により減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A 社では、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納は無かったとしているものの、社会保険事務所が保管する不納欠損決議書から、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが認められる。また、B 健康保険組合の回答書には、平成 7 年 3 月分及び同年 4 月分において、同社には健康保険料の滞納があったことが記載されている。

また、申立人は、同社の社会保険手続は、申立人の義妹が行っていたとしているが、同人は、「代表者印は申立人が保管しており、申立人の承認を受けた上で押してもらい、手続をしていた。」と供述している。さらに、A 社の複数の従業員は、「同社では申立人が会社経営の一切を仕切っていた。」と供述しており、また、申立人自身も同社の代表者印は代表取締役である自身が管理し、弁護士が同社の会社整理を行った際にも、書類にはすべて自分が押したと供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額が減額処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年4月25日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成8年4月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日後の同年5月7日を処理日として、7年4月から8年3月までは59万円が9万2,000円に遡^{そきゆう}及により減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の複数の役員及び従業員は、申立期間当時の同社の経営状況は極めて逼迫^{ひっぼく}した状況で、厚生年金保険料の滞納があったと供述しており、経理担当者だったとする従業員は、「自分が社会保険に関する事務手続を行っていたが、保険料の支払については代表取締役が社会保険事務所の職員と話をしており、遡^{そきゆう}及減額訂正の話については記憶していない。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、資金繰りが苦しく、給料も遅配気味であり、厚生年金保険の滞納保険料の処理について話し合うために、自ら社会保険事務所に行き、社会保険事務所の職員に遡^{そきゆう}及減額訂正を強く勧められた結果、同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理について同意したにもかかわらず、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 3 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A局に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同局には大学を卒業した昭和 35 年 3 月 20 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び同僚の供述から、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 33 年 12 月 16 日以降もA局に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所のA局に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む35人もの被保険者が昭和 33 年 12 月 16 日に厚生年金保険の資格を喪失しており、申立人が記憶していた申立期間当時に同内容の業務に就いていた複数の同僚も、同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員に照会したところ、複数の者が昭和 33 年 12 月ごろに臨時職員から雇員に任用替えがあったと供述している。

さらに、上記従業員から提出のあった申立期間当時の給与明細では、昭和 34 年 1 月からは、厚生年金保険料は控除されておらず、共済組合の掛金が控除されていることが確認できる。

加えて、上記回答があった従業員のうち複数の者は、警備員等の一部の業務を除き、申立人の勤務していたB課の職員等は一斉に雇員に任用替えがなされたと記憶していると供述している。

以上のことから、申立人だけが昭和 33 年 12 月 16 日以降もA局において厚

生年金保険の被保険者であったことは考え難く、同日に厚生年金保険の資格を喪失したと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から9年8月22日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の平成9年8月22日付けで減額訂正していることが判明した。当該標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年8月22日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険事務所の記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった平成9年8月22日付けで、さかのぼって5年7月から9年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額を53万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役であった申立人は、申立期間当時、同社の業績不振により社会保険料の滞納があり、平成9年ごろ所轄の社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、同社の全喪届及び申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届等に代表者印を押印した記憶があるとしており、当該事実については、申立期間当時の同社が委託した会計事務所から提出のあった「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる。

また、A社の従業員は、申立人が同社の社会保険を含む会計責任者であったと供述している。これらのことから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の

標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 12 年 7 月 31 日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった日以降の平成 12 年 9 月 7 日付けで、10 年 10 月から 11 年 6 月までの期間は 50 万円、同年 7 月から 12 年 4 月までの期間は 36 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 18 万円と記録されていた申立人の標準報酬月額をそれぞれ 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、A社の代表取締役であった申立人は、申立期間当時、同社の業績不振により社会保険料を滞納していたとしており、会計事務所に対し、申立人と取締役であった申立人の妻の標準報酬月額を段階的に引き下げる処理を依頼し、当該手続きに当たり申立人自身が代表者印を押したと供述している。

また、上記会計事務所の担当者は、A社の会計責任者は申立人であったと供述し、当時の複数の従業員は、同社の社会保険事務担当役員は申立人であったと供述している。これらのことから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保

険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 20 日から 48 年 9 月 25 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認することができない。

また、申立人の戸籍の附票では、申立人は、昭和 46 年 12 月 18 日にB市からC市に転居していることが確認できることから、少なくとも転居日以降にB市のA社において勤務していたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 25 日までは、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人はA社を退職したのは、父親が死亡した時期だと供述しているが、戸籍謄本を確認したところ、申立内容とは一致しない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4994 (事案 156 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 28 日まで
昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 28 日まで、A 町の B 社に勤務し、社会保険の事務を担当し厚生年金保険に係る届出を行っていた。
しかし、社会保険庁には記録が無く、当時の届出時の原資料が破棄されたと思われるので、記録を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る登記簿謄本の記録及び申立人が同社に勤務していたことを具体的に供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。しかし、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情が無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 24 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案4998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成10年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に理事長として勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務した際の確定申告書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった確定申告書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された確定申告書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成6年9月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案4999

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から14年2月28日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成13年3月から同年7月までの期間については59万円、同年8月から14年1月までの期間については30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成14年2月28日)の後の同年3月12日付けで、すべての期間についてさかのぼって13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額の引き下げが行われた当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録にA社の口座振替情報の記載があることから、金融機関に照会を行ったところ、平成13年12月分以降の社会保険料の口座振替は確認できず、保険料の滞納があったことが推認される。

さらに、A社の経営状況について、同社で平成14年2月20日まで勤務していた従業員2名(いずれも厚生年金保険資格喪失日は同年2月21日)のうち1名は、申立期間当時における同社の経営状態はあまり良くなかったと供述している。

加えて、A社における社会保険関係の事務手続について、申立人の妻は、申立人が同社の経営全般に関与していたので、申立人が行っていたと供述している。

これらのことから、A社における代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において前述の標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月1日から47年5月30日まで
② 昭和48年6月1日から54年2月28日まで
③ 昭和54年3月1日から57年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の①の期間については、A社又はB社、②の期間については、C社、及び③の期間はD社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。①、②及び③の期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、事業所名を明確に記憶していないが、A社又はB社に勤務し、アルミ製自動車部品の研磨作業に従事していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社及びB社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社又はB社における同僚1名についてその姓しか記憶していないため特定することができず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所は、E社の下請け会社であると供述しているため、同社に対し、A社について照会したところ、「申立人の仕事の内容から、申立てに係る事業所は、B社ではないかと考えられるが、申立人の勤務状況等については、分からない。」と回答している。

②の期間について、申立人は、C社に勤務し、英会話関係の本の販売業務に

従事していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするC社は、同社が保有する申立期間当時の人事記録に申立人に係る記載が無いことから申立人は同社の社員ではなかったと供述している。

また、申立人は、C社における同僚等の氏名を明確に記憶しておらず、さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格のある複数の従業員に照会したが、同社で経理担当をしていた従業員を含め、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

③の期間について、申立人は、D社のE区内に所在する支店に勤務し、英会話関係の本の販売業務に従事していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、D社は、申立期間の一部を含む、昭和56年7月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、既に解散しており、代表者等の連絡先は分からないため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、D社における同僚2名の姓を記憶していたため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を確認したが、その該当者は見当たらない。

さらに、上記の被保険者名簿において申立期間に被保険者資格のある複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人のいずれの申立期間においても雇用保険の加入記録は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5001

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月28日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、平成3年ごろから経営が悪化し、社会保険料の未払いが発生した。しかし、当時の標準報酬月額は53万円であり、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、申立人の標準報酬月額については、同年3月8日付けでさかのぼって3年2月から5年2月までの期間を53万円から8万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の経営環境が悪化し、滞納保険料の整理について社会保険事務所へ交渉に出向いたと供述している。

また、A社の当時の役員は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、標準報酬月額の減額処理については、代表取締役が社会保険事務所の提案を受けて、標準報酬月額を訂正する対象者を課長職以上の役職者に絞って実施した旨の説明を受けたと供述している。

これらのことから、A社における代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において前述の標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額が減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5002

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から同年12月26日まで

自分が代表取締役であるA社で、平成6年ごろ、経営が厳しくなり厚生年金保険の保険料を滞納していた。その際、従業員の厚生年金保険だけは継続したいと考え、社会保険事務所から指導されて、自分の標準報酬月額を遡及訂正したが、この処理に納得できないので調査し、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社は、平成10年7月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、7年1月26日付けで15万円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、申立期間に係る標準報酬月額の記録の減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、当時、A社における厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所で申立人自身が直接担当職員から遡及して保険料を減額処理できるとの説明を受けた後、同意の上、申立人本人の標準報酬月額の減額処理に係る届出手続をしたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時にA社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5007

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

平成 5 年ごろから会社の経営が悪化し、申立期間については社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所の職員に相談して、全喪手続は自分で行った覚えはあるが、標準報酬月額が引き下げられ、年金給付額が少なくなるとの説明は受けていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 4 年 3 月から 6 年 2 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 6 年 3 月 31 日以降の同年 4 月 21 日に、遡^{ぞきゆう}及して 14 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社において社会保険料の滞納があったことを認めている。このことは、同社と取引のあった金融機関から提出のあった同社に係る社会保険料振替口座の記録から、平成 6 年 3 月の厚生年金保険料が一度は引き落とされているものの、同年 8 月 25 日に社会保険事務所から還付され、同口座に振り込まれていることが確認できる。また、これらの未納保険料及び還付を受けた厚生年金保険料の差額は、訂正前の標準報酬月額から算出さ

れる厚生年金保険料と訂正後の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料との差額とほぼ一致していることから裏付けられる。

さらに、申立人は、自身がA社の厚生年金保険の適用事業所としての喪失手続を行った覚えがあると供述していることを踏まえると、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5008

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

申立期間当時、会社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたところ、社会保険の事務手続については妻に一任しており、標準報酬月額の引下げについては聞いていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 4 年 5 月から 5 年 6 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 5 年 7 月 31 日以降の同年 8 月 17 日に、遡^{ぞきゆう}及して 14 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の取締役であることが確認できるところ、申立人の妻を含む複数の従業員が、当該時期においても、事実上の代表者は申立人であり、経営上のことは、申立人がすべて決定していたと供述している。

また、申立人は、申立人の妻に代表者印を預け、社会保険の事務手続については一任していたと供述しており、申立人の妻は、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納はあったものの、当該事務手続については外部に委託していたため、詳細は覚えていないと供述している。

さらに、社会保険事務所では、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、事業主からの届出を受けて処理していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表者として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5009

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 30 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

当時、資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所の職員と相談して滞納額を完済したが、標準報酬月額の引下げについての説明は受けていないため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 7 年 10 月から 9 年 4 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 9 年 5 月 30 日以降の同年 6 月 19 日に、遡^{そきゅう}及して 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、資金繰りが悪化したことから、同社において厚生年金保険料の滞納があったことを認める供述をしている。

また、申立人は、社会保険事務所から厚生年金保険料を納付するよう指導を受けたので、その納付方法について社会保険事務所の職員と相談して、滞納額を完済したと供述している。

さらに、社会保険事務所では、このような標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正については、事業主からの届出を受けて処理していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である標準報酬月額の見直し処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月28日から同年12月1日まで
② 昭和44年4月16日から45年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。古いことなのでよく覚えていないが、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間中はB社に在籍していたことが確認でき、複数の同僚及び同社の事業を承継したC社の供述により、B社に在籍しながらA社において短期間勤務者として勤務していたものと推認できる。

また、社会保険事務所の被保険者名簿の記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた上述の同僚を含む複数の同僚が、「申立人は短期間勤務者であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しており、申立人も、同社では短期間勤務者であったことを認めている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、A社の事業を承継したD社では、A社から当時の人事記録や給与関係の資料を引き継いでいないので、当時のことは分からないと回答しているほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に継続して勤務していたと申し立てている。しかしながら、B社の事業を承継したC社では、B社から当時の人事記録や給与関係の資料を引き継いでいないので、申立人の勤務の実態や申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答しているほか、社会保険事務所の被保険者名簿の記録から、申立期間当時、B社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも申立人のことは覚えていないと供述している。

また、調査の途上で、申立人から、申立期間②について別の事業所に勤務したかもしれないとの申し出があったので、申立人が具体的に名前を挙げた事業所や過去に勤務したとする事業所に係る社会保険庁のオンライン記録を確認したが、いずれの事業所においても申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できなかった。

さらに、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてA社に勤務していたのは確かなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社では、当時の人事記録等が残っていないので、申立人の勤務の実態や申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答しているほか、社会保険事務所の同社における被保険者名簿の記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも申立人のことは覚えていないと供述している。

また、A社における複数の同僚が、同社においては、職種に関係なく入社後は試用期間があり、当該期間中については厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月17日から同年4月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間についても同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないと回答しており、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る保険料の控除の事実がうかがえる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時のA社の経理担当者及び上述の同僚の一人は、職種によっては入社後一定の試用期間があり、当該期間中については厚生年金保険料は控除されていなかった旨の供述をしており、このことは、社会保険事務所の記録から、上述の同僚が入社したと供述している日から約3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからもうかがうことができる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年3月から4年12月までの期間については53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成5年1月31日）以降の同年2月23日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立期間については8万円へと減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「同社における社会保険関係の手続は、従業員である経理担当者が担当しており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続や減額訂正処理についても経理担当者が行った。また、経理担当者から、社会保険事務所に滞納金額の分納の相談に出向いた際に、社会保険料の滞納金額の遡及訂正の話が社会保険事務所からあったとの報告を受けた。」と供述している。

一方、A社における上記経理担当者は、「同社では仕入れや売上げの帳簿付け等を行っており、社会保険関係の手続に関しては、代表取締役の指示の下に

行っていた。また、同社の代表者印は代表取締役である申立人自身が持っており、小切手や手形を発行する時も代表取締役の指示で処理を行っていた。」と供述している。また、同社における他の従業員1名は、「申立人は同社における代表取締役であり、社会保険関係の手続も申立人自身が行っていた。」と供述している。

さらに、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の変更処理が行われたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 4 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から8年3月までの期間については41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年4月8日）と同日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所から提出された滞納処分票から、A社には厚生年金保険料の滞納があり、厚生年金保険料の滞納分を調整していること及び滞納処分票に申立人の名刺のコピーが複写されていることから、申立人は相談のため社会保険事務所に出向いていることが確認できる。

また、申立人は、「平成6年ごろから経営不振で資金繰りに苦勞していたので、厚生年金保険料の未納があり、社会保険事務所の呼出しに応じて3回ほど出向いた。8年4月ごろ滞納保険料の支払について相談をするために社会保険事務所に出向いた際、社会保険事務所の職員から滞納保険料について説明を受

け、よく理解できなかつたが代表者印を押印して手続を済ませた。」と供述している。これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額減額に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の行為としてなされた行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 3 月 24 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の商業登記簿謄本により同社の代表取締役として在籍していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から9年2月までの期間は15万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月24日）以降の同年4月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成9年3月24日から別の事業所に勤務していた。自分は標準報酬月額変更の届出は行っていない。」と供述している。

一方、申立人は、「昭和60年ごろから同社が平成9年3月に厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで、自分が同社における社会保険関係の手続きを担当していた。同社の代表者印は自分が管理していた。また、社会保険料は2か月から3か月分をまとめて支払っていた。」と供述しており、申立期間当時、同社には厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社において自分以外に事業所の従業員

はない。」と供述していることから、同社の代表取締役で社会保険関係の担当者であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役及び社会保険担当者として、会社の行為としてなされた行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 8 月 9 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は申立人が昭和 60 年 2 月から勤務していたB社（商号が同一の別法人）からの営業譲渡を受けて同年 6 月に設立された法人であり、社会保険事務所の記録から同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した 60 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、A社の回答では、「当事業所が社会保険に加入したのは昭和 60 年 12 月 1 日で、その時に一斉に厚生年金保険に加入している。また、保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 12 月 1 日であることが確認できる。」としている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の記録から、昭和 60 年 7 月にA社に入社したことが確認できる従業員 1 名は、申立期間中に国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。このことについて当該従業員は、「入社した時に、会社側から厚生年金保険の加入に時間がかかるので、加入前は国民年金に加入するよう指導を受けた。」と供述している。

加えて、A社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、「同社が厚

生年金保険の適用事業所になる前には、従業員の給与から厚生年金保険の保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から34年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和31年3月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主及び同僚を記憶しており、また、同社の本社ビルの階層ごとの営業内容等を詳細に記憶していることから、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、夫の被扶養者であり、A社から健康保険証を受領していない」旨供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している当時の事業主及び同僚8人のうち、事業主及び同僚二人の厚生年金保険被保険者記録は確認できたものの、いずれも所在不明であり、また、当時の社会保険担当者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することはできなかった。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間において、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理記号に欠番は無く、社会保険事務所の

事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から12年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の資格喪失をした平成12年1月31日の後の同年2月7日付けで、10年2月及び同年3月は50万円が9万2,000円に、同年4月から11年12月までは59万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の経理担当者であった申立人の妻は、「当時、社会保険事務所の担当者の指導により、社会保険料の滞納分に充当するため、事業主である申立人の標準報酬月額を引き下げる手続きを行い、代表者印を押して届書を提出した」旨供述している上、申立人は、「申立期間当時、会社の業務全般は、申立人自身が掌握し、代表者印も管理しており、また、その当時、会社の経営状況は厳しく厚生年金保険料の滞納があり、その取扱いについて経理担当者である妻が社会保険事務所で相談したことは了解していた」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額

の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から33年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和28年4月から32年12月末日まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和29年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡しているため、これらの者から、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶している同僚及び複数の従業員に照会したところ、「私が退職した昭和29年6月の数か月後に会社は倒産している」と供述しているほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年2月28日の後の同年3月5日付けで、8年2月から10年1月までは59万円が9万2,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、未納の社会保険料があり、その取扱いについて社会保険事務所で相談をしたところ、その処理として自らの標準報酬月額を引き下げることに同意した」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から4年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日の後の同年5月19日付けで、元年4月から2年9月までは47万円が8万円に、同年10月から4年2月までは53万円が8万円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社が倒産した平成4年3月の半年くらい前から資金繰りが苦しくなり、社会保険料の納付も滞っていた」旨供述している上、同社の同僚は、「申立人は、所在不明になった時期はあるが、標準報酬月額の訂正処理が行われた平成4年5月ごろ会社に出勤しており、当該訂正処理を知らないはずがない」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には昭和 35 年 10 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できないと回答している。

また、申立人が記憶している上司、同僚4名のうち、1名は、A社における厚生年金保険の記録が無く、連絡の取れた2名は、申立人を記憶しているが、申立期間の勤務状況、保険料控除等は不明であると供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員のうち、7名と連絡が取れたものの、1名は、申立人を記憶しているが、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等は不明であると供述し、他の6名は、申立人のことを記憶していないと供述しており、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認できない。

加えて、同被保険者名簿によると、申立期間前後において、A社における厚生年金保険の資格喪失日が翌月1日となっていない被保険者が半数以上であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額処理されている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 2 月 1 日）の後の同年 3 月 15 日付けで、12 年 3 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、平成 13 年 4 月以降、A社における厚生年金保険の被保険者は申立人 1 名となっており、申立人は、このころから厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所と相談していたと供述している。

さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨を社会保険事務所に届け出た際に、社会保険事務所の担当職員の説明を受け、関係書類に押印したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 10 年 9 月 20 日まで

A社で代表取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から6年6月までは41万円、同年7月から10年8月までは50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月1日の後の11年1月19日に、当該標準報酬月額の記録は、3年12月から6年10月までは8万円、同年11月から10年8月までは9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成11年1月19日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、A社の経理担当者である申立人の妻は、「代表取締役が会社の代表者印を管理しており、代表取締役は社会保険の手続き書類の内容を確認してから代表者印を押していた。また、同社は、平成9年ごろから厚生年金保険料の滞納があり、代表取締役は社会保険事務所に何度も呼出しを受けていたことから、滞納について認識していた。」と供述している。

さらに、同経理担当者のほかに経理を担当していた従業員は、申立期間当時、

同社は資金繰りが悪くなり、社会保険料などの支払が遅れたことがあったと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 10 日から同年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の周辺の地理を具体的に記憶しており、その説明が当時の同社の所在地とも一致していることから、具体的な期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員や社会保険に関する資料等を保有していないことから、申立人の勤務の実態及び当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできないと回答している。

また、申立人は、上司や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立期間当時の状況を照会することができない上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の従業員 16 人に照会し 11 人から回答を得たが、申立人のことを記憶している旨の供述を得ることができず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立人は、A社で広報を担当していたと主張しているが、同様の業務に従事していた従業員は、当該業務を一人で担当しており、一緒に仕事をした者はいない旨の供述をしている。

加えて、申立人はA社で健康保険証を受領した記憶が無いと供述している。このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月15日まで

申立期間は、A所に勤務していた。年金保険料控除に係る証明は無く、厚生年金保険料を控除されていたか否かも不明だが、在職期間中、毎月7円程度の給与をもらっていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者であったかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A所が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は無い。

また、申立人が同時期に入所したと記憶している同僚（同期生）から申立期間当時の状況を聴取することはできない上、当該同僚以外の上司や同僚の連絡先を確認することができず、これらの者から、申立期間当時の申立人の勤務の実態や、A所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、前述の同僚（同期生）に係る社会保険庁のオンライン記録には、A所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

以上の調査結果から、申立人がA所に勤務していたと認めることはできない。

なお、A所を含む、B組合の対象組織に勤務していた者に関する軍歴証明書の発行業務を行っているC省D局及び当該軍歴証明書に基づいてB組合の長期組合員期間証明書を発行しているE組合連合会に、申立期間当時における同養成所の状況について確認したところ、同養成所についてはF工場と一体の官営組織であり、いずれの組織においても厚生年金保険に加入すべき労働者はおらず、厚生年金保険の適用事業とはならないはずである旨の回答を得た。

さらに、申立期間当時の勤務形態等に関する申立人の主張から判断すると、申立人の身分はA所の生徒であったと考えられるが、前述の軍歴証明書の発行

事務では、当時の身分が生徒であった者についても対象とされていることから、生徒として在籍していた事実が確認でき、軍歴証明書が発行される者については、当該在籍期間がB組合の長期組合員期間として認められる可能性があることも併せて確認できた。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月から34年10月1日まで
② 昭和36年1月16日から37年1月16日まで
③ 昭和38年2月1日から39年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間①、C社（商業登記簿上はD社）E営業所に勤務していた期間のうちの申立期間②、及びF社に勤務していた期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。各申立期間もそれぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の一人から、昭和33年の夏ごろにA社G営業所で、当該同僚自身が面接を担当し、申立人を含む30人から40人の営業員を採用した旨の供述が得られたことから、明確な勤務の開始時期は特定できないものの、申立人は申立期間当初のころに同社で勤務を開始したことが推認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、申立期間①当時の申立人の勤務の確認ができる書類が無いため、申立人に係る厚生年金保険の加入手続や、給与からの保険料控除については不明であると供述しており、当時の状況を確認することができないことから、申立人が当該期間を通じてA社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人はA社では営業員をしていたと供述しているが、営業員に関する当時の厚生年金保険の取扱いについて、申立期間①より以前に同社G営業所の経理担当者であった者は、同社には採用後3か月の試用期間があり、

その後、正社員となり社会保険に加入させており、それ以前は、給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと供述している。

さらに、前述の同僚は、正社員になるためには試用期間に加えて、一定の営業成績を上げることが必要であった旨供述している。

加えて、A社G営業所の申立期間当時の上司及び経理担当者からは、営業員は給与が不安定のため、申立期間当時は厚生年金保険に加入させていなかったはずであるが、社会保険の事務については本社で一括して取り扱っていたため、詳細は不明である旨の供述が得られた。

また、申立人が同じ営業員として氏名を挙げた同僚について、その供述から推測できる入社時期と、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日には6か月以上の開きがあると考えられる。

これらのことから、申立期間①当時のA社においては、具体的な基準は不明であるが、営業員を厚生年金保険に加入させる時期を調整する取扱いをしていたことがうかがわれる。

- 2 申立期間②について、D社は、その保有する退職者名簿の記載内容に基づき、申立人の入社日は昭和37年1月16日であると回答している。

また、社会保険事務所の記録では、C社E営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年3月1日であり、申立期間②の一部は適用事業所となっていない。

さらに、前述の退職者名簿、及び社会保険事務所が保管するC社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時から同社に勤務し、同社の新規適用後に厚生年金保険に加入したことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立期間②当時に申立人が勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができないことから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、F社H営業所が開設されたと同時に同営業所に転勤し、間もなく退職したと主張しているが、当時の複数の同僚の供述からは、同営業所の開設時期を確認することができない。

また、F社は平成11年3月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役や役員の所在も不明であることから、これらの者から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③の期間中に厚生年金保険に加入した複数の従業員に照会したが、申立人が在籍していた旨の供述は得られなかった。

加えて、前述の被保険者名簿に記録される申立人の記録には、昭和38年2月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失手続に際し、健康保険被保

険者証が返却されたことが記録されている。

4 上記のほか、申立期間①、②及び③における、厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。